

改正後

改正前

公共工事における総合評価落札方式の手引き

公共工事における総合評価落札方式の手引き

福 井 県
平成 2 7 年 4 月

福 井 県
平成 2 6 年 6 月

改正後

目次

はじめに	p 1
1 期待される効果	p 2
2 総合評価落札方式の対象工事	p 2
3 評価方法の選択	p 2
4 評価値の算定	p 4
5 施工体制評価	p 4
6 落札者決定基準（評価項目）	p 4
7 総合評価落札方式における学識経験者への意見聴取	p 4
8 入札手続のフロー	p 5
9 入札手続	p 8
10 評価項目および評価基準	p 9
11 実績評価項目に関する共同企業体（JV）の評価対象	p27
12 技術資料一覧	p28
13 落札者決定基準（評価項目）〔例〕	p29
入札参加者が提出する様式	p42
入札公告に添付する様式	p69

改正前

目次

はじめに	p 1
1 期待される効果	p 2
2 総合評価落札方式の対象工事	p 2
3 評価方法の選択	p 2
4 評価値の算定	p 4
5 施工体制評価	p 4
6 落札者決定基準（評価項目）	p 4
7 総合評価落札方式における学識経験者への意見聴取	p 4
8 入札手続のフロー	p 5
9 入札手続	p 8
10 評価項目および評価基準	p 9
11 実績評価項目に関する共同企業体（JV）の評価対象	p27
12 技術資料一覧	p28
13 落札者決定基準（評価項目）〔例〕	p29
入札参加者が提出する様式	p41
入札公告に添付する様式	p70

改正後

はじめに

この手引きは、福井県が総合評価落札方式により発注する公共工事について、入札手続きや総合評価の方法を解説するものです。入札公告の他、この手引き、工事入札心得（電子入札用）、福井県電子入札運用基準、制限付き一般競争入札実施要領、制限付き一般競争入札（事後審査型）実施要領、福井県建設工事総合評価落札方式実施要領、福井県建設工事総合評価落札方式（施工体制確認型）実施要領、一般競争入札公告共通事項、総合評価落札方式における広域防災取組取扱要領等を必ずご覧頂いた上で入札に参加下さい。

実際の入札参加にあたって、この手引きが入札公告と相違がある場合、常に入札公告が優先されます。

総合評価落札方式による入札参加時の主な注意点は次のとおりです。

技術提案型（標準型）・実績評価型（簡易型）共通

- ・ 技術資料は、修正および再提出が認められませんので、内容を十分確認した後、提出してください。
- ・ 技術資料（様式第4号～11号）**および技術資料に係る**添付資料は電子入札システム、郵送または持参により提出してください。
- ・ 正しい申請を行うために、特に工事成績については、土木事務所、農林総合事務所等の閲覧場所で県の工事成績評定結果を確認してください。

事前審査型 技術提案型（標準型）および設計金額2億円を超える実績評価型（簡易型）に適用

- ・ 設計金額が2億円を超える工事において原則適用。
- ・ 入札参加資格確認申請と同時に技術資料（様式第4号～11号）および添付資料の提出が必要です。また、事前審査型においては、入札参加資格確認申請書を提出した日を「入札の申し込みを行った日」とします。
- ・ 技術資料提出書（様式第4号）の提出が無い場合、失格となります。
- ・ 技術資料（様式第5号～11号）の申請内容を必ず確認してください。虚偽申請等、不誠実な行為が確認された場合は、指名停止等の措置を行うことがあります。

事後審査型 設計金額2億円以下の実績評価型（簡易型）に適用

- ・ 入札書と同時に技術資料提出書（様式第4号）および技術資料自己評価申請書（様式第4号の2）の提出が必要です。提出のない場合は失格となります。また、事後審査型においては、入札書を提出した日を「入札の申し込みを行った日」とします。
- ・ 技術資料（様式第9号～11号）とその添付資料は、発注者から指示された入札参加資格確認対象者のみが提出します。
- ・ 技術資料自己評価申請書（様式第4号の2）とその基となる技術資料（様式第9号～11号）の申請内容および整合性を必ず確認してください。不整合が確認された項目は原則として加点しません。また、虚偽申請や著しい不整合等、不誠実な行為が確認された場合は、指名停止等の措置を行うことがあります。
- ・ 技術資料自己評価申請書の確認は制限付き一般競争入札（事後審査型）で実施するため、入札参加資格確認対象者以外の確認は行いません。

改正前

はじめに

この手引きは、福井県が総合評価落札方式により発注する公共工事について、入札手続きや総合評価の方法を解説するものです。入札公告の他、この手引き、工事入札心得（電子入札用）、福井県電子入札運用基準、制限付き一般競争入札実施要領、制限付き一般競争入札（事後審査型）実施要領、福井県建設工事総合評価落札方式実施要領、福井県建設工事総合評価落札方式（施工体制確認型）実施要領、一般競争入札公告共通事項、総合評価落札方式における広域防災取組取扱要領等を必ずご覧頂いた上で入札に参加下さい。

実際の入札参加にあたって、この手引きが入札公告と相違がある場合、常に入札公告が優先されます。

総合評価落札方式による入札参加時の主な注意点は次のとおりです。

技術提案型（標準型）・実績評価型（簡易型）共通

- ・ 技術資料は、修正および再提出が認められませんので、内容を十分確認した後、提出してください。
- ・ 技術資料（様式第4号～11号の2）は原則として電子入札システムにより提出してください。
- ・ 添付資料は電子入札システム、郵送または持参により提出してください。郵送または持参により提出する場合は、書類目録を電子入札システムで提出してください。
- ・ 正しい申請を行うために、特に工事成績については、土木事務所、農林総合事務所等の閲覧場所で県の工事成績評定結果を確認してください。

事前審査型 技術提案型（標準型）および設計金額2億円を超える実績評価型（簡易型）に適用

- ・ 設計金額が2億円を超える工事において原則適用。
- ・ 入札参加資格確認申請と同時に技術資料（様式第4号～11号の2）および添付資料の提出が必要です。また、事前審査型においては、入札参加資格確認申請書を提出した日を「入札の申し込みを行った日」とします。
- ・ 技術資料提出書（様式第4号）の提出が無い場合、失格となります。
- ・ 技術資料（様式第5号～11号の2）の申請内容を必ず確認してください。虚偽申請等、不誠実な行為が確認された場合は、指名停止等の措置を行うことがあります。

事後審査型 設計金額2億円以下の実績評価型（簡易型）に適用

- ・ 入札書と同時に技術資料提出書（様式第4号）および技術資料自己評価申請書（様式第4号の2）の提出が必要です。提出のない場合は失格となります。また、事後審査型においては、入札書を提出した日を「入札の申し込みを行った日」とします。
- ・ 技術資料（様式第9号～11号の2）とその添付資料は、発注者から指示された入札参加資格確認対象者のみが提出します。
- ・ 技術資料自己評価申請書（様式第4号の2）とその基となる技術資料（様式第9号～11号の2）の申請内容および整合性を必ず確認してください。不整合が確認された項目は原則として加点しません。また、虚偽申請や著しい不整合等、不誠実な行為が確認された場合は、指名停止等の措置を行うことがあります。
- ・ 技術資料自己評価申請書の確認は制限付き一般競争入札（事後審査型）で実施するため、入札参加資格確認対象者以外の確認は行いません。

改正後

改正前

(以下省略)

(以下省略)

改正後

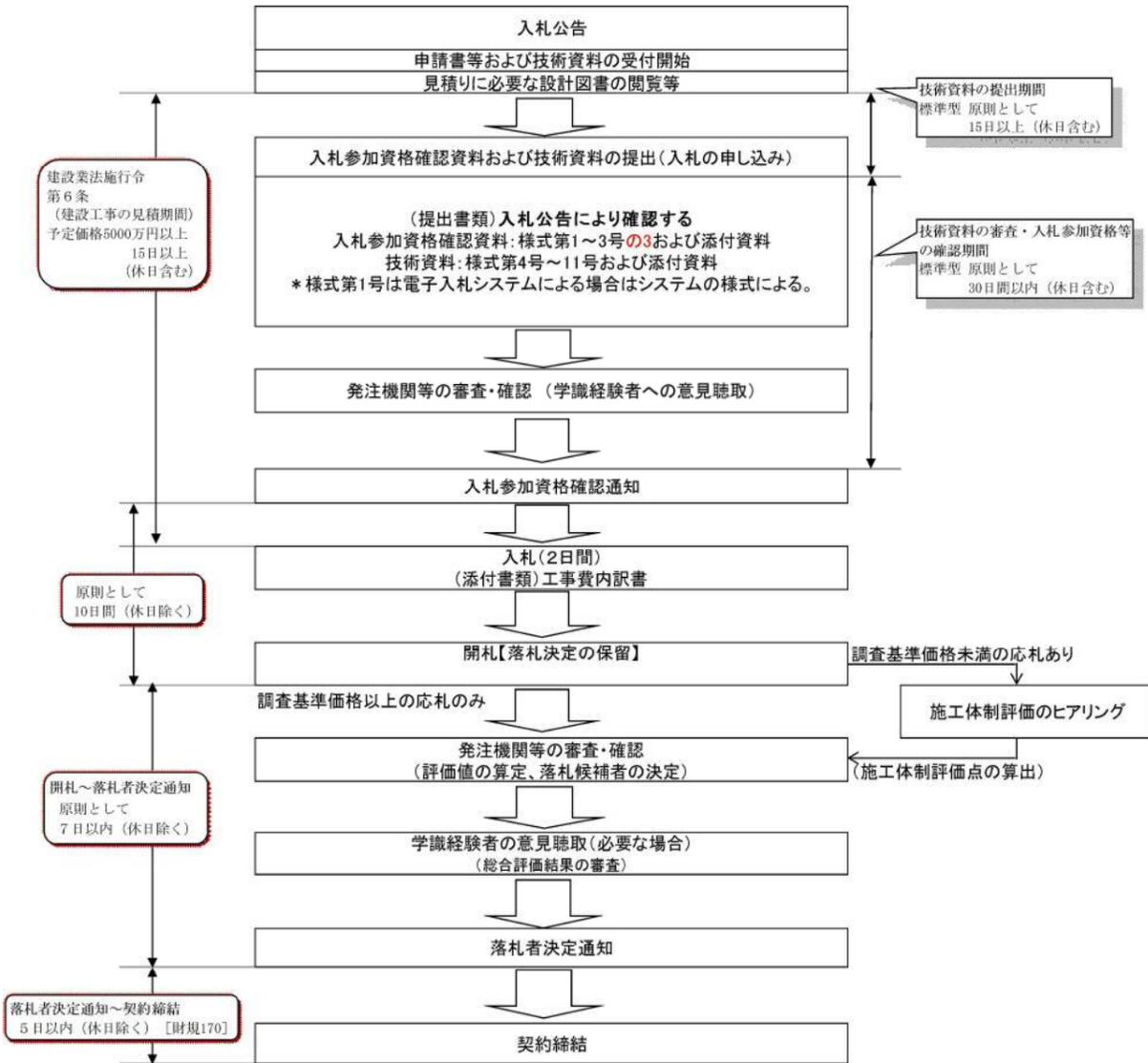
改正前

8 入札手続のフロー（入札公告以降）

8 入札手続のフロー（入札公告以降）

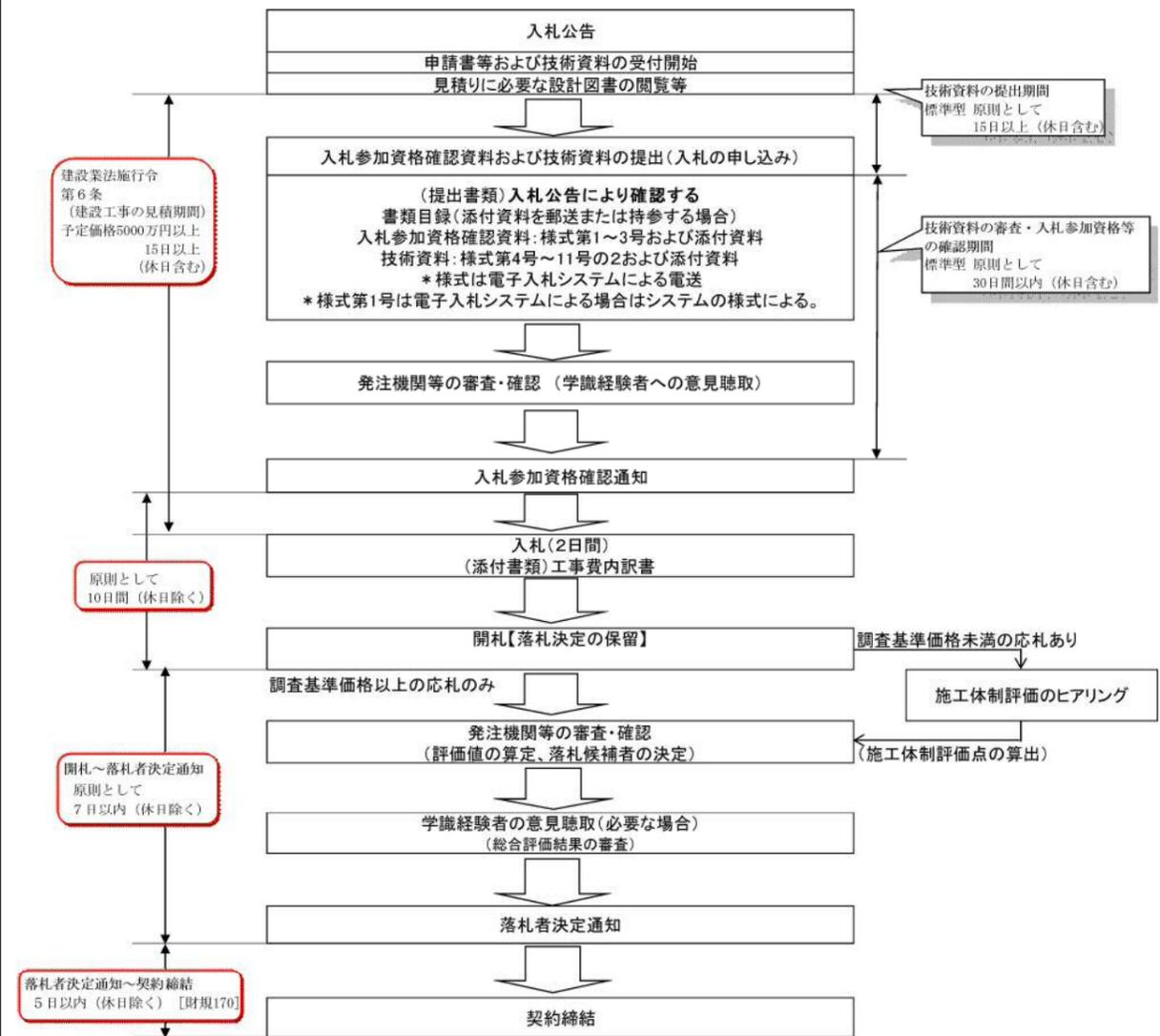
(1) (技術提案型(標準型))(施工体制確認型)【事前審査型】

(1) (技術提案型(標準型))(施工体制確認型)【事前審査型】



【留意点】

- ・ 総合評価を行うため、開札後、落札者の決定を必ず一旦保留する。
- ・ 調査基準価格未満の応札者に対しては、施工体制評価および低入札調査のためのヒアリングを行い、落札者を決定する。



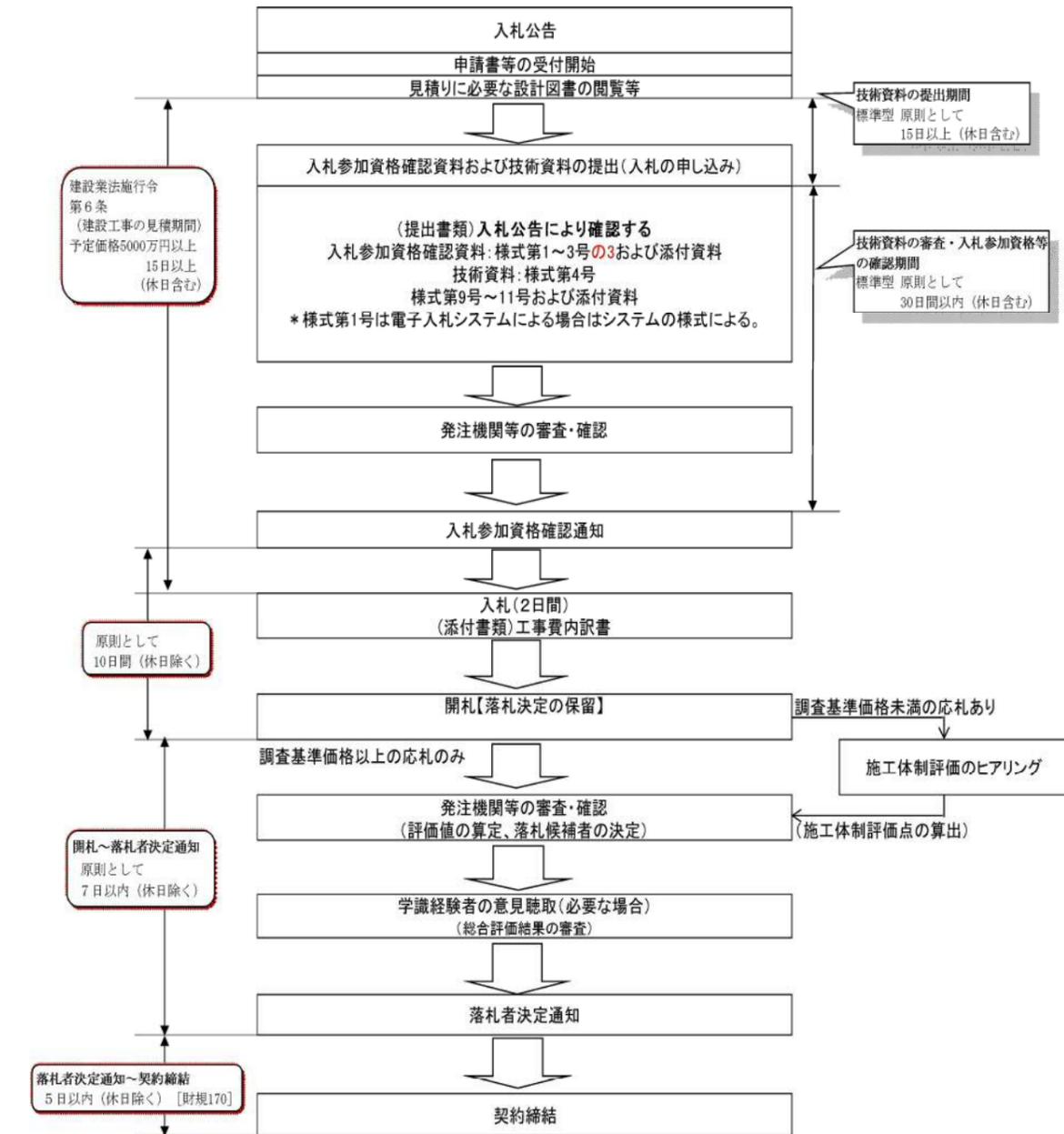
【留意点】

- ・ 総合評価を行うため、開札後、落札者の決定を必ず一旦保留する。
- ・ 調査基準価格未満の応札者に対しては、施工体制評価および低入札調査のためのヒアリングを行い、落札者を決定する。

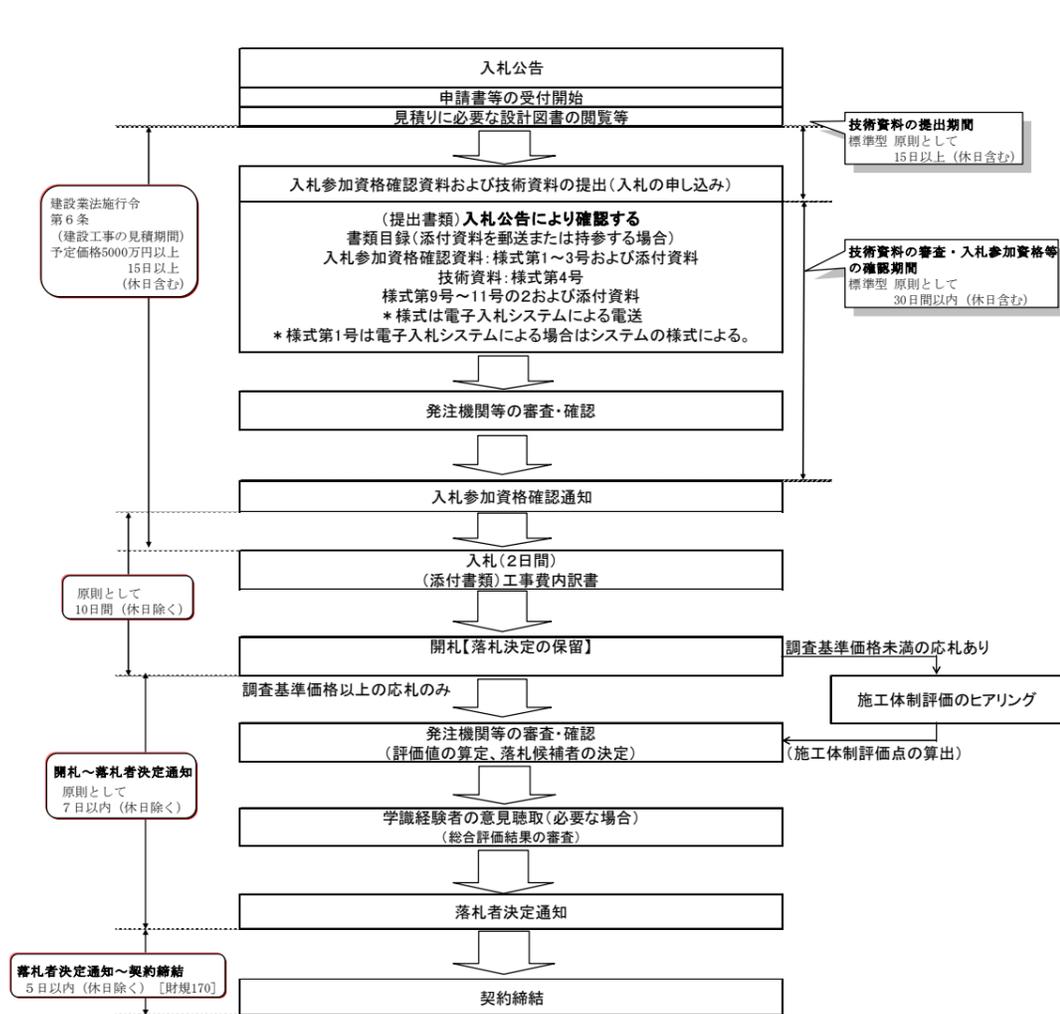
改正後

改正前

(2) (実績評価型(簡易型))(施工体制確認型)【事前審査型】



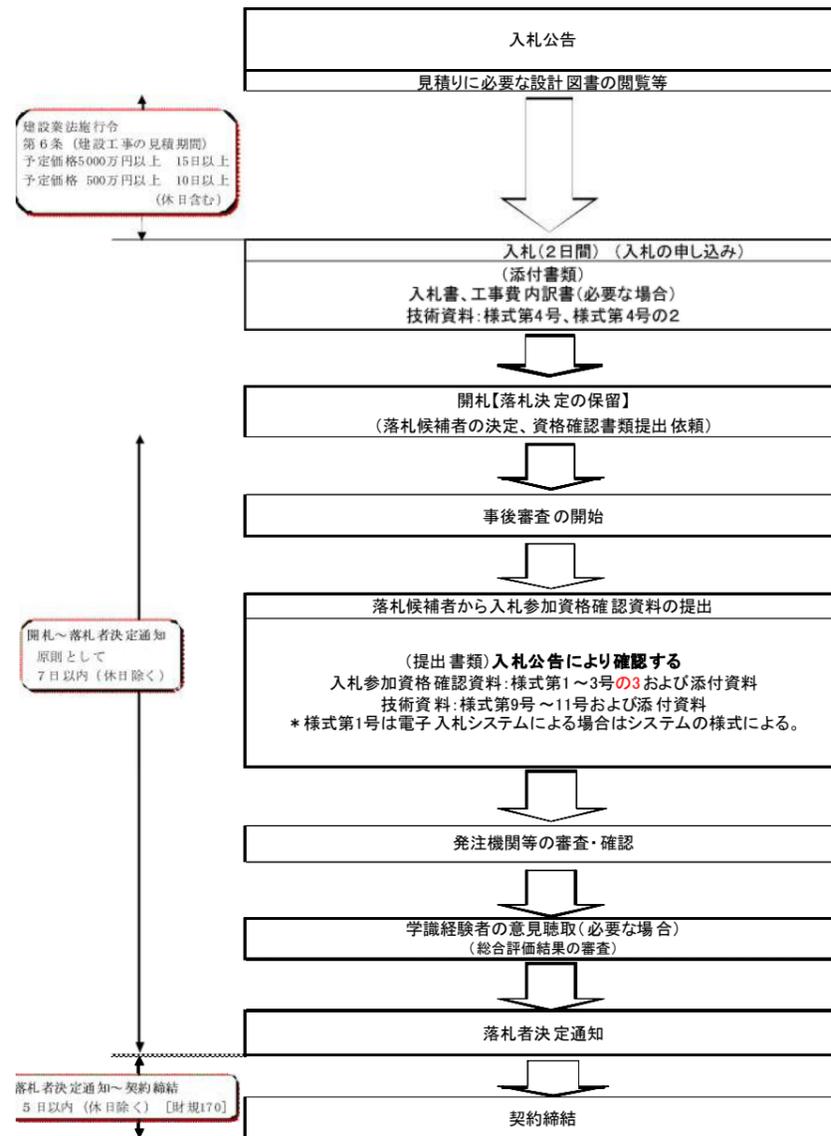
(2) (実績評価型(簡易型))(施工体制確認型)【事前審査型】



改正後

改正前

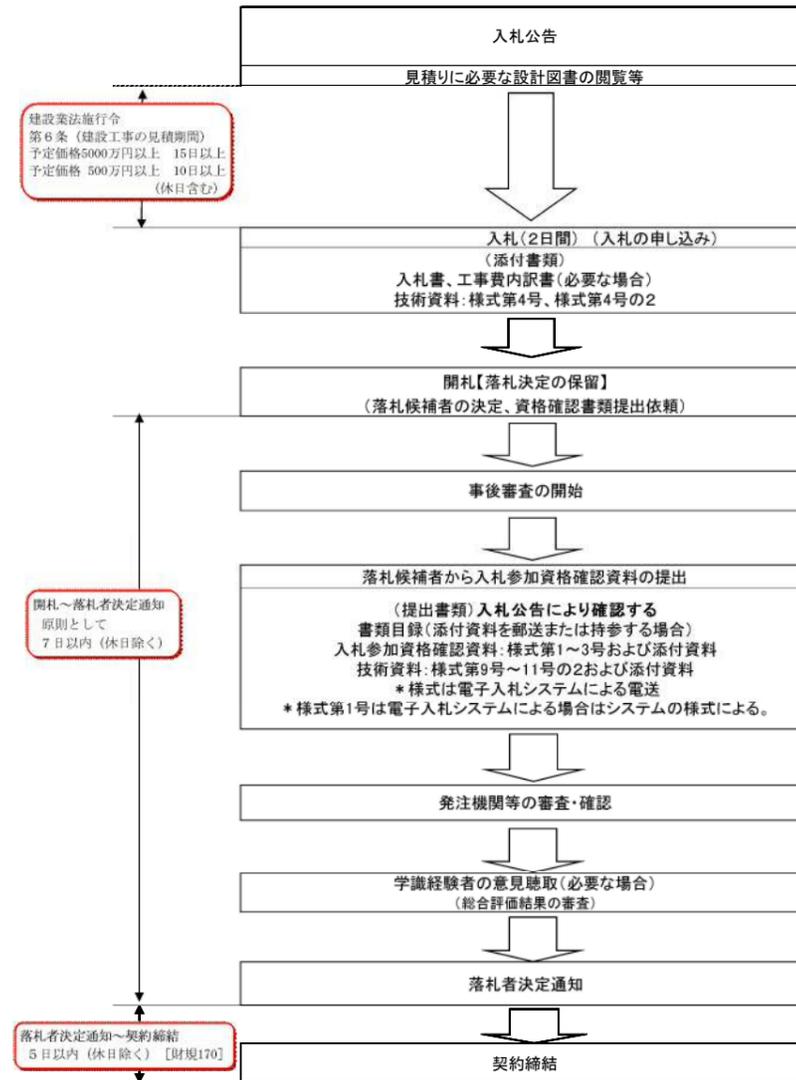
(3) (実績評価型(簡易型)) 【事後審査型】



【留意点】

- 事後審査の対象となり、入札参加資格確認資料および技術資料の提出を求められるのは次のいずれかに該当する者である。なお、提出が無かった場合は、辞退したものと見なす。
 - 総合評価失格基準価格以上、予定価格以下で応札した者の内、総合評価の結果、評価値順位が最上位の者。
 - 「①」の者に入札参加資格が認められなかった場合、または審査の結果「①」の者の技術評価点に変動があり評価値順位が最上位でなくなった場合、評価値順位が次順位の者。入札参加資格を有する者が確認されるまで繰り返す。

(3) (実績評価型(簡易型)) 【事後審査型】



【留意点】

- 事後審査の対象となり、入札参加資格確認資料および技術資料の提出を求められるのは次のいずれかに該当する者である。なお、提出が無かった場合は、辞退したものと見なす。
 - 総合評価失格基準価格以上、予定価格以下で応札した者の内、総合評価の結果、評価値順位が最上位の者。
 - 「①」の者に入札参加資格が認められなかった場合、または審査の結果「①」の者の技術評価点に変動があり評価値順位が最上位でなくなった場合、評価値順位が次順位の者。入札参加資格を有する者が確認されるまで繰り返す。

改正後

改正前

9 入札手続

(1) 様式

入札公告における様式は次のとおりとする。

様式	様式番号
入札参加資格確認申請書	様式第1号
同種同程度の工事の施工実績	様式第2号
配置予定の現場代理人および監理技術者等の資格、経歴、経験等	様式第3号
機械の保有状況およびオペレータの配置（例）	様式第3号の2
誓約書	様式第3号の3
技術資料提出書	様式第4号
技術資料自己評価申請書	様式第4号の2
技術提案（1）品質に係る提案	様式第5号
技術提案（2）施工上の課題に係る提案	様式第6号
技術提案（3）工程に係る提案	様式第7号
工程表	様式第7号の2
技術提案（4）安全に係る提案	様式第8号
企業の技術力および地域性・社会性	様式第9号
県産品活用計画書	様式第9号の4
企業の工事成績算出対象工事	様式第10号
企業の工事成績として評価する工事の実績	様式第10号の2
主任（監理）技術者の資格・工事経験	様式第11号

（注）「技術資料自己評価申請書」および「企業の技術力および地域性・社会性」に係る様式は工事種別等により異なる。

(2) 留意点

実績評価型（簡易型）の場合、様式第4号および4号の2は必ず入札公告に添付されたエクセルファイルを用い、ファイル名は企業名称を含めたものにして提出すること。

（例：【〇〇建設(株)】様式第4号および4号の2.xls）

また、電子入札システムにおいては入札書と同時に提出できるファイルは1つだけであるため、工事費内訳書の提出を求める場合は、工事費内訳書をエクセルで作成し様式第4号および4号の2と同一ファイルとするか、LZH形式もしくはZIP形式により圧縮し一つのファイルとすること。（福井県電子入札運用基準第8条参照）

(3) 入札参加者からの提出資料（電子入札の場合）

	事前審査型	事後審査型
入札参加資格確認申請時	参加資格：様式第2号～3号の3（※1）および添付資料 技術資料：様式第4号～11号（※1）および添付資料	参加資格：様式第2号～3号の3（※1）および添付資料 技術資料：第9号～11号および添付資料

9 入札手続

(1) 様式

入札公告における様式は次のとおりとする。

様式	様式番号
入札参加資格確認申請書	様式第1号
同種同程度の工事の施工実績	様式第2号
配置予定の現場代理人および監理技術者等の資格、経歴、経験等	様式第3号
機械の保有状況およびオペレータの配置（例）	様式第3号の2
技術資料提出書	様式第4号
技術資料自己評価申請書	様式第4号の2
技術提案（1）品質に係る提案	様式第5号
技術提案（2）施工上の課題に係る提案	様式第6号
技術提案（3）工程に係る提案	様式第7号
工程表	様式第7号の2
技術提案（4）安全に係る提案	様式第8号
企業の技術力および地域性・社会性	様式第9号
県産品活用計画書	様式第9号の4
企業の工事成績算出対象工事	様式第10号
企業の工事成績として評価する工事の実績	様式第10号の2
主任（監理）技術者の資格・工事経験	様式第11号
配置予定技術者のその他の工事経験	様式第11号の2

（注）「技術資料自己評価申請書」および「企業の技術力および地域性・社会性」に係る様式は工事種別等により異なる。

(2) 留意点

実績評価型（簡易型）の場合、様式第4号および4号の2は必ず入札公告に添付されたエクセルファイルを用い、ファイル名は企業名称を含めたものにして提出すること。

（例：【〇〇建設(株)】様式第4号および4号の2.xls）

また、電子入札システムにおいては入札書と同時に提出できるファイルは1つだけであるため、工事費内訳書の提出を求める場合は、工事費内訳書をエクセルで作成し様式第4号および4号の2と同一ファイルとするか、LZH形式もしくはZIP形式により圧縮し一つのファイルとすること。（福井県電子入札運用基準第8条参照）

(3) 入札参加者からの提出資料（電子入札の場合）

	事前審査型	事後審査型
入札参加資格確認申請時	書類目録（※1） 参加資格：様式第2号、3号（※2）および添付資料 技術資料：様式第4号～11号の2（※2）および添付資料	書類目録（※1） 参加資格：様式第2号、3号（※2）および添付資料 技術資料：第9号～11号の2および添付資料

改正後

改正前

入札時	工事費内訳書	工事費内訳書 技術資料：様式第4号および4号の2	入札時	工事費内訳書(※2)	工事費内訳書(※2) 技術資料：様式第4号および4号の2
<p>(※1) 案件によっては提出不要な様式もあることから、必要な様式およびその提出方法を入札公告により確認。</p>			<p>(※) 様式は全て電子入札システムにより提出。添付資料は電子入札システム、郵送または持参により提出。 (※1) 添付資料を郵送または持参する場合に電子入札システムにより提出。 (※2) 案件によっては提出不要な様式もあることから必要な様式を入札公告により確認。</p>		
<p>(以下省略)</p>			<p>(以下省略)</p>		

改正後

② 鋼構造物工事

工場製作における、仮付けのための野書き作業、仮付け作業（※）、溶接作業、仮組立作業（以下、これらを「主たる鉄工作業」という。）のすべてを元請け企業が自ら施工し、かつ、その主たる鉄工作業の作業期間のすべてに「1級鉄工技能士（構造物鉄工作業）」の資格を保有する自社雇用技能者が1名以上従事する場合に評価する。
（※「仮付け作業」とは、部材同士を接合するための本溶接を行う前に、補助治具等を用いて、一方の部材の野書き位置に他方の部材を正確に取り付け、仮付け溶接を行う一連の作業のことをいう。）

・評価基準

技能資格を保有する自社雇用技能者の配置	配点
主たる鉄工作業のすべてを元請け企業が自ら施工し、かつ、その主たる鉄工作業の作業期間のすべてに「1級鉄工技能士（構造物鉄工作業）」の資格を保有する自社雇用技能者が1名以上従事する	0.5
上記以外	0

- 当評価項目が加点され、工事の契約に至った場合は、工場製作に着手するまでに、「1級鉄工技能士（構造物鉄工作業）配置実地確認申請書」（以下、「技能士確認申請書」という。）を監督職員に提出すること。発注者はその記載内容（主たる鉄工作業を行う工場の場所、作業期間、1級鉄工技能士の氏名等）により、発注者が決める任意の日において製作工場での作業状況の実地確認を行うため、当該技能者は現地で本人と確認できるものを所持すること。
- 提出した技術資料（様式第9号）に記載した者と異なる者を技能士確認申請書に記載し、当該作業に従事させる場合は、その者の健康保険証の写し、技能検定合格証の写しを技能士確認申請書に添付し提出すること。
- 当評価項目が加点され契約した工事において、主たる鉄工作業を一部でも下請けに出した場合、または主たる鉄工作業の作業期間のすべてに「1級鉄工技能士（構造物鉄工作業）」の資格を保有する自社雇用技能者が1名以上従事しなかった場合はペナルティの対象とする。

(C) 配置予定技術者の技術力（様式第11号）

- 配置予定技術者は、主任（監理）技術者を評価対象とする。
- 配置予定技術者が特定できず、複数の申請があった場合には、配置予定技術者に関する評価点の合計が最低となる者で評価する。
- 入札の申し込みを行った日において、3ヶ月以上の期間、元請け企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- 受注者の責に帰すべき事由により、施工時の技術者を変更した結果、入札時の評価点を満足しない場合は、ペナルティの対象とする。

(a) 配置予定技術者の施工経験

今回配置する予定の主任（監理）技術者を評価対象とし、次の①または②の元請け企業の技術者としての経験を評価する。（表-1）

- ①過去15年間（※1）の同種工事における主任（監理）技術者としての経験
②過去15年間（※1）の同種工事における若手担当技術者（※2）としての経験

（※1 過去15年間の定義は、「(B)企業の技術力 (a)施工実績」に準じる。）

改正前

① 鋼構造物工事

工場製作における、仮付けのための野書き作業、仮付け作業（※）、溶接作業、仮組立作業（以下、これらを「主たる鉄工作業」という。）のすべてを元請け企業が自ら施工し、かつ、その主たる鉄工作業の作業期間のすべてに「1級鉄工技能士（構造物鉄工作業）」の資格を保有する自社雇用技能者が1名以上従事する場合に評価する。
（※「仮付け作業」とは、部材同士を接合するための本溶接を行う前に、補助治具等を用いて、一方の部材の野書き位置に他方の部材を正確に取り付け、仮付け溶接を行う一連の作業のことをいう。）

・評価基準

技能資格を保有する自社雇用技能者の配置	配点
主たる鉄工作業のすべてを元請け企業が自ら施工し、かつ、その主たる鉄工作業の作業期間のすべてに「1級鉄工技能士（構造物鉄工作業）」の資格を保有する自社雇用技能者が1名以上従事する	0.5
上記以外	0

- 当評価項目が加点され、工事の契約に至った場合は、工場製作に着手するまでに、「1級鉄工技能士（構造物鉄工作業）配置実地確認申請書」（以下、「技能士確認申請書」という。）を監督職員に提出すること。発注者はその記載内容（主たる鉄工作業を行う工場の場所、作業期間、1級鉄工技能士の氏名等）により、発注者が決める任意の日において製作工場での作業状況の実地確認を行うため、当該技能者は現地で本人と確認できるものを所持すること。
- 提出した技術資料（様式第9号）に記載した者と異なる者を技能士確認申請書に記載し、当該作業に従事させる場合は、その者の健康保険証の写し、技能検定合格証の写しを技能士確認申請書に添付し提出すること。
- 当評価項目が加点され契約した工事において、主たる鉄工作業を一部でも下請けに出した場合、または主たる鉄工作業の作業期間のすべてに「1級鉄工技能士（構造物鉄工作業）」の資格を保有する自社雇用技能者が1名以上従事しなかった場合はペナルティの対象とする。

(C) 配置予定技術者の技術力（様式第11号、第11号の2）

- 配置予定技術者は、主任（監理）技術者を評価対象とする。
- 配置予定技術者が特定できず、複数の申請があった場合には、配置予定技術者に関する評価点の合計が最低となる者で評価する。
- 入札の申し込みを行った日において、3ヶ月以上の期間、元請け企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- 受注者の責に帰すべき事由により、施工時の技術者を変更した結果、入札時の評価点を満足しない場合は、ペナルティの対象とする。

(a) 配置予定技術者の施工経験

今回配置する予定の主任（監理）技術者を評価対象とし、次の①または②の元請け企業の技術者としての経験を評価する。（表-1）

- ①過去15年間（※）の同種工事における主任（監理）技術者としての経験
②今回発注する工事の入札公告日が属する年度の4月1日時点の年齢が40歳未満である者（若手技術者）における過去15年間（※）の（表-2）の経験

改正後

(※2 平成23年7月15日以降に入札公告された福井県発注の工事における担当技術者(担当技術者従事経験証明書により確認できる者に限る。)を含む。以下同じ)

- ・加対象となる同種工事の種類、規模等を入札公告に明示する。
- ・完成・引渡しが完了した工事の経験を評価する。
- ・同種工事の経験として主体的に関与していること。
- ・工期途中で主任(監理)技術者等を交代した経験については原則評価しない。ただし、鋼橋上部工事等、工場製作と架設等の現場施工の各々の従事期間に異なる主任(監理)技術者を配置することが認められる工事においては、工場製作期間における配置予定技術者は工場製作の経験を評価し、現場施工期間における配置予定技術者は現場施工の経験を評価した上で、評価点の合計が最低となる者で評価する。(評価点の判定方法についてはp.20参照)
- ・原則として、福井県、国、その他公共発注機関、民間が発注した工事の施工経験を評価する。
- ・若手担当技術者として従事した経験を同種工事の経験とする場合には、福井県が発行した若手担当技術者従事経験証明書を提出すること。
- ・現場代理人として従事した経験は同種工事としては評価しない。
- ・CORINS工事カルテ、施工図、契約書等の写しを提出すること。(必要最低限で可)

(表-1)

今回発注工事における評価対象者	評価内容 (①または②を評価)
配置予定技術者 (主任(監理)技術者)	① 過去15年間の同種工事における主任(監理)技術者としての経験
	② 過去15年間の同種工事における若手担当技術者(表-2)としての経験

(表-2)

評価条件	経験した工事の業種	CORINS登録	福井県による若手担当技術者の従事経験証明(※3)
右の条件を満たす今回発注工事と同種工事(※2)であること	今回発注工事と同一業種(※1)の工事	必須	必須

(※1) ここでいう同一業種の「業種」とは、「土木一式工事」、「建築一式工事」、「鋼構造物工事」などの建設工事の種類とする。

(※2) 「同種工事」とは、今回発注される工事と同種の工事のことをいう。

(例：(今回)トンネル → (過去)トンネル、(今回)鋼橋上部工 → (過去)鋼橋上部工)

改正前

(※過去15年間の定義は、「(B)企業の技術力 (a)施工実績」に準じる。)

- ・加対象となる同種工事の種類、規模等を入札公告に明示する。
- ・完成・引渡し完了した工事の経験を評価する。
- ・同種工事の経験として主体的に関与していること。
- ・工期途中で主任(監理)技術者等を交代した経験については原則評価しない。ただし、鋼橋上部工事等、工場製作と架設等の現場施工の各々の従事期間に異なる主任(監理)技術者を配置することが認められる工事においては、工場製作期間における配置予定技術者は工場製作の経験を評価し、現場施工期間における配置予定技術者は現場施工の経験を評価した上で、評価点の合計が最低となる者で評価する。(評価点の判定方法についてはp.20参照)
- ・原則として、福井県、国、その他公共発注機関、民間が発注した工事の施工経験を評価する。
- ・担当技術者として従事した経験を同種工事の経験とする場合には様式第11号の2および福井県が発行した担当技術者従事経験証明書、1級国家資格者証の写しを提出すること。
- ・現場代理人として従事した経験は同種工事としては評価しない。
- ・CORINS工事カルテ、施工図、契約書等の写しを提出すること。(必要最低限で可)

(表-1)

今回発注工事における評価対象者	評価内容 (①または②を評価)
配置予定技術者 (主任(監理)技術者)	③ 過去15年間の同種工事における主任(監理)技術者としての経験
	④ 今回発注する工事の入札公告日が属する年度の4月1日時点の年齢が40歳未満である者(若手技術者)における過去15年間の(表-2)の経験

(表-2)

評価条件	経験した工事の業種	経験した工事での立場	経験した工事着手時の保有資格	経験した工事の契約金額	CORINS登録	福井県による担当技術者の従事経験証明(※6)
右の条件を満たす工事を3件以上経験(※2)しており、かつそのうち1件以上は今回発注工事と同種工事(※3)であること	今回発注工事と同一業種(※1)の工事	現場常駐の担当技術者(※4)	1級国家資格(※5)	2,500万円以上(建築一式工事は5,000万円以上)	必須	必須

(※1) ここでいう同一業種の「業種」とは、「土木一式工事」、「建築一式工事」、「鋼構造物工事」などの建設工事の種類とする。

(※2) 「同一業種」の工事経験(3件以上)の中には、保有資格および契約金額が上表と

改正後

(※3) 若手担当技術者としての経験の場合のみ必要。「若手担当技術者従事経験証明書」は平成27年4月1日以降に入札公告された福井県発注の工事の完成後から、当該工事の発注機関（発注事務所）で発行を開始する。若手担当技術者従事経験証明書の発行を希望する場合は、若手担当技術者の常駐条件を満たした上で、原則、当該工事の完成通知書と共に「若手担当技術者従事経験証明申請書」を発注機関（発注事務所）に提出すること。（完成通知の日から30日以内に申請のあったものについて証明書を発行する。）（平成23年7月15日以降に入札公告された福井県発注の工事において発行された担当技術者従事経験証明書でも可とする。）

改正前

同一の条件を満たす、現場代理人・監理技術者・主任技術者のいずれかとしての過去15年間の工事の経験を含めてもよい。ただし、現場代理人は「技術者」ではないので、総合評価落札方式における加点評価においては、現場代理人としての工事の経験は「同種工事（※3）の経験」としては評価しない。

(※3) 「同種工事」とは、今回発注される工事と同種の工事のことをいう。

（例：（今回）トンネル →（過去）トンネル、（今回）鋼橋上部工 →（過去）鋼橋上部工）

(※4) 一の工事において、(※6)の「担当技術者従事経験証明書」を取得するため、「現場常駐の担当技術者」を配置する場合は、以下の(ア)～(オ)の条件をすべて満たすことを必須とする。なお、「担当技術者従事経験証明書」の取得の対象となる現場常駐の担当技術者の配置は、一つの工事につき一名のみとする。

(ア) 担当技術者は、当該工事に配置される専任の主任技術者もしくは監理技術者の指導の下で、当該工事における主任技術者相当の職務内容の習得を目的として当該工事現場に常駐する者であること。

(イ) 担当技術者は当該工事の着手時点においてすでに3か月以上の期間、当該工事の元請け企業（共同企業体にあつては代表者に限る）に直接的かつ恒常的に雇用されている者であること。

(ウ) 当該工事の元請け企業（共同企業体にあつては代表者に限る）が福井県内に主たる営業所を有する企業であること。

(エ) 当該工事における担当技術者のCORINS登録を行うこと。（「登録内容確認書」の提出がない場合は、原則、担当技術者従事経験証明書を発行しない。）

(オ) 当該工事で提出する「現場代理人等通知書」に「現場常駐の担当技術者」の氏名を記載し、健康保険証の写しおよび1級国家資格者証の写しと共に提出すること。

(※5) 1級国家資格は（表-3）に示すものとし、過去に経験した工事の着手前に取得していなければならない。

(※6) 担当技術者としての経験の場合のみ必要。「担当技術者従事経験証明書」は平成23年7月15日以降に入札公告された福井県発注の工事の完成後から、当該工事の発注機関（発注事務所）で発行を開始する。担当技術者従事経験証明書の発行を希望する場合は、(※4)の条件を満たした上で、原則、当該工事の完成通知書と共に「担当技術者従事経験証明申請書」を発注機関（発注事務所）に提出すること。（完成通知の日から30日以内に申請のあったものについて証明書を発行する。）

（表-3）1級国家資格

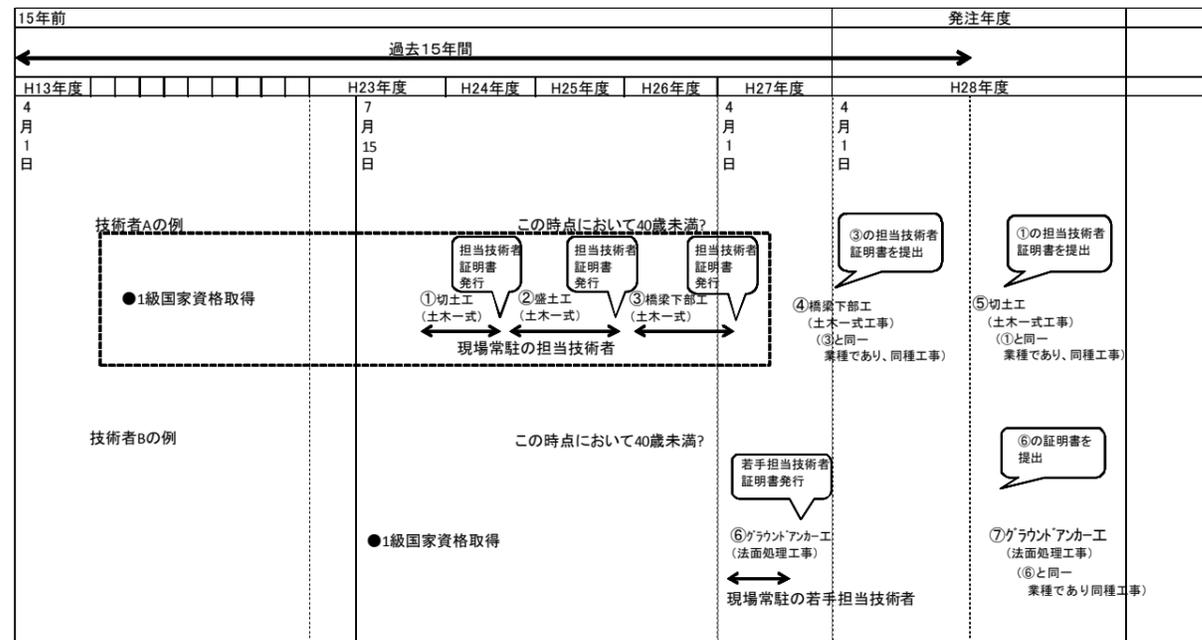
業種（建設工事の種類）	資格
土木一式工事	1級土木施工管理技士
建築一式工事	1級建築士または 1級建築施工管理技士
法面処理工事	1級土木施工管理技士
電気工事	1級電気工事施工管理技士

改正後

改正前

若手担当技術者が工事期間中に常駐しなかった場合は従事経験証明書を発行しない。
 (発注者はCORINS等により当該工事の完成日における主任(監理)技術者の専任状況、若手担当技術者の工事期間中におけるCORINS登録状況等を確認する。)

(参考図)



※技術者Aの場合

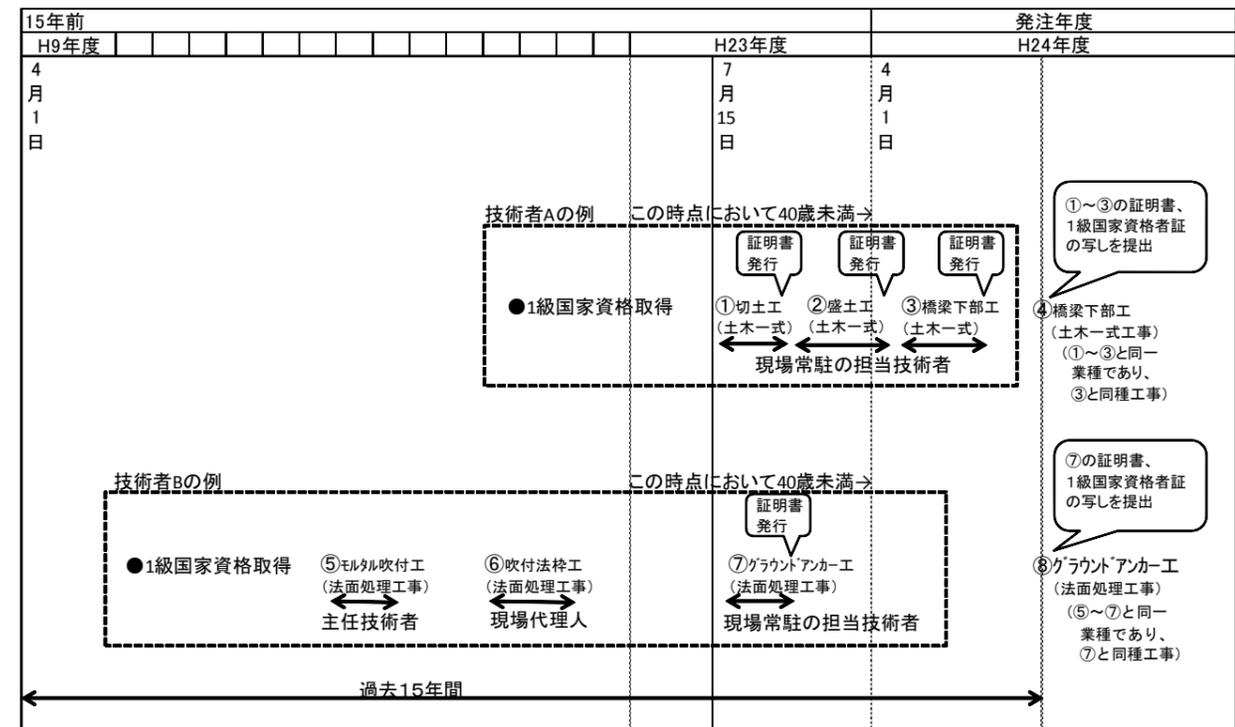
- ・①、②、③の工事はいずれも④、⑤の工事と同一業種であり、契約金額が2,500万円(建築一式工事にあつては5,000万円)以上であること。
- ・現場常駐の担当技術者として従事する①、②、③の工事の入札公告は平成23年7月15日以降であること。
- ・1級国家資格は①、②、③のそれぞれの工事に従事する以前に取得していること。
- ・上記をすべて満たした場合、それぞれの工事の完成以降に入札の申し込みを行う案件について、現場常駐の若手担当技術者としての同種工事の施工経験を評価する。

管工事	1級管工事施工管理技士
鋼構造物工事	1級土木施工管理技士
ほ装工事	1級土木施工管理技士
機械器具設置工事	不要
電気通信工事	不要
造園工事	1級造園施工管理技士

なお、当初契約額が2,500万円以上であった工事に変更契約により2,500万円未満となった場合は、当該工事の主任(監理)技術者が工事完成の日まで引き続き専任を続けた場合に限り、当該工事における担当技術者の従事経験証明書を発行できる。

また、担当技術者が工事期間中に常駐しなかった場合は従事経験証明書を発行しない。
 (発注者はCORINS等により当該工事の完成日における主任(監理)技術者の専任状況、担当技術者の工事期間中におけるCORINS登録状況等を確認する。)

(参考図)



※技術者Aの場合

- ・①、②、③の工事はいずれも④の工事と同一業種であり、契約金額が2,500万円(建築一式工事にあつては5,000万円)以上であること。
- ・現場常駐の担当技術者として従事する①、②、③の工事の入札公告は平成23年7月15日以降であること。
- ・1級国家資格は①、②、③の工事に従事する以前に取得していること。

改正後

- ④の工事については、同種工事③の施工経験を評価する。
- ⑤の工事については、同種工事①の施工経験を評価する。

※技術者Bの場合

- ・⑥の工事は⑦の工事と同一業種であること。
- ・現場常駐の若手担当技術者として従事する⑥の工事の入札公告は平成27年4月1日以降であること。
- ・1級国家資格は⑥の工事の入札申し込みを行った日以前に取得していること。
- ・上記をすべて満たした場合、⑥の工事の完成以降に入札の申し込みを行う案件（⑦の工事）について、現場常駐の若手担当技術者としての同種工事⑥の施工経験を評価する。

(b)配置予定技術者の保有資格

工事内容に応じて、配置予定技術者（主任（監理）技術者）の保有資格の有無を評価する。

- ・標準型においては必要な資格を工事内容により設定する。
- ・資格者証の写しにより確認する。

① 土木一式

評価基準（設計金額 7000 万円未満の土木一式）

資格	配点
1級土木施工管理技士	1.0
上記以外	0

ただし、以下に該当する場合は下表のとおりとする。
主たる工事内容が鉄筋コンクリート、プレストレストコンクリートの場合

- ・評価基準（設計金額 7000 万円未満の土木一式）

資格	配点
1級土木施工管理技士 およびコンクリートの品質確保に資する資格（※）	1.0
1級土木施工管理技士 またはコンクリートの品質確保に資する資格（※）	0.5
上記以外	0

- ・評価基準（設計金額 7000 万円以上の土木一式）

資格	配点
コンクリートの品質確保に資する資格（※）	0.5
上記以外	0

改正前

- ・上記をすべて満たした場合、③の工事の完成以降に入札の申し込みを行う案件（④の工事）より、現場常駐の担当技術者としての同種工事③の施工経験を評価する。

※技術者Bの場合

- ・⑤、⑥、⑦の工事はいずれも⑧の工事と同一業種であり、契約金額が2,500万円（建築一式工事にあっては5,000万円）以上であること。
- ・現場常駐の担当技術者として従事する⑦の工事の入札公告は平成23年7月15日以降であること。
- ・1級国家資格は⑤、⑥、⑦の工事に従事する以前に取得していること。
- ・同一業種の施工経験（3件）には、現場代理人または主任技術者としての経験（⑤、⑥）を含むことができる。（ただし現場代理人として従事した経験は同種工事の経験としての評価はしない）
- ・⑦の工事が⑧と同種工事であること。
- ・上記をすべて満たした場合、⑦の工事の完成以降に入札の申し込みを行う案件（⑧の工事）より、現場常駐の担当技術者としての同種工事⑦の施工経験を評価する。

(b)配置予定技術者の保有資格

工事内容に応じて、配置予定技術者（主任（監理）技術者）の保有資格の有無を評価する。

- ・標準型においては必要な資格を工事内容により設定する。
- ・資格者証の写しにより確認する。

④ 土木一式

評価基準（設計金額 7000 万円未満の標準型）

資格	配点
1級土木施工管理技士	1.0
上記以外	0

ただし、以下に該当する場合は下表のとおりとする。
主たる工事内容が鉄筋コンクリート、プレストレストコンクリートの場合

- ・評価基準（設計金額 7000 万円未満の土木一式）

資格	配点
1級土木施工管理技士 およびコンクリートの品質確保に資する資格（※）	1.0
1級土木施工管理技士 またはコンクリートの品質確保に資する資格（※）	0.5
上記以外	0

- ・評価基準（設計金額 7000 万円以上の土木一式）

資格	配点
コンクリートの品質確保に資する資格（※）	0.5
上記以外	0

改正後

※ここでいうコンクリートの品質に資する資格とは、コンクリート診断士、コンクリート主任技士、コンクリート技士、プレストレストコンクリート技士、コンクリート構造診断士とする。

② 舗装工事

評価基準

資格	配点
1級舗装施工管理技術者	1.0
2級舗装施工管理技術者	0.5
上記以外	0

③ 法面工事

評価基準

資格	配点
のり面施工管理技術者 グラウンドアンカー施工士 地すべり防止工事士	1.0
上記以外	0

(c) 若手担当技術者の常駐

専任の監理技術者等の下で、40歳未満（当該工事の入札公告日が属する年度の4月1日時点の年齢）の一級国家資格（※）を有する若手担当技術者を常駐させることで加点する。

※一級国家資格とは、（表-3）によるものとする。

- ・若手担当技術者の施工経験については、工事完了後の次回の入札において監理技術者等の経験として評価の対象とする。
- ・若手担当技術者は、現場代理人と兼務することができる。
（ただし、他工事との現場代理人を兼務することは認めない。）
- ・若手担当技術者を配置する場合は、以下の（ア）～（オ）の条件をすべて満たすことを必須とする。なお、現場常駐の若手担当技術者の配置は、一つの工事につき一名のみとする。

（ア）若手担当技術者は、当該工事に配置される専任の監理技術者等の指導の下で、当該工事における管理技術者等相当の職務内容の習得を目的として当該工事現場に常駐する者であること。

（イ）若手担当技術者は当該工事の入札の申込みを行った日時点においてすでに3か月以上の期間、当該工事の元請け企業（共同企業体にあつては代表者に限る。）に直接的かつ恒常的に雇用されている者であること。

（ウ）当該工事の元請け企業（共同企業体にあつては代表者に限る。）が福井県内に主たる営業所を有する企業であること。

改正前

※ここでいうコンクリートの品質に資する資格とは、コンクリート診断士、コンクリート主任技士、コンクリート技士、プレストレストコンクリート技士、コンクリート構造診断士とする。

⑤ ほ装工事

・評価基準

資格	配点
1級舗装施工管理技術者	1.0
2級舗装施工管理技術者	0.5
上記以外	0

⑥ 法面工事

・評価基準

資格	配点
のり面施工管理技術者 グラウンドアンカー施工士 地すべり防止工事士	1.0
上記以外	0

改正後

改正前

(エ) 当該工事における若手担当技術者のCORINS登録を行うこと。CORINS登録は、担当技術者として登録すること。（「登録内容確認書」の提出がない場合は、原則、若手担当技術者従事経験証明書を発行しない。）

(オ) 当該工事で提出する「現場代理人等通知書」に「現場常駐の若手担当技術者」の氏名を記載し、健康保険証の写しおよび1級国家資格者証の写しと共に提出すること。

若手担当技術者の常駐による加点申請	配点
専任の監理技術者等の下で若手担当技術者の常駐	0.5
上記以外	0

(表-3) 1級国家資格

業種（建設工事の種類）	資格
土木一式工事、鋼構造物工事（※1）、 舗装工事、塗装工事（※1）、 法面処理工事、交通安全施設工事、 とび・土工・コンクリート（その他）工事 石工事（※1）、しゅんせつ工事、 水道施設工事	1級土木施工管理技士
建築一式工事、大工工事、屋根工事、 タイル・レンガ・ブロック工事、 内装仕上工事、鋼構造物工事（※2）	1級建築士または 1級建築施工管理技士
左官工事、鉄筋工事、板金工事、 ガラス工事、防水工事、熱絶縁工事、 建具工事、石工事（※2）、塗装工事（※ 2）	1級建築施工管理技士
電気工事	1級電気工事施工管理技士
管工事	1級管工事施工管理技士
鋼構造物工事	1級土木施工管理技士
造園工事	1級造園施工管理技士
機械器具設置工事、電気通信工事、 さく井工事、消防施設工事、清掃施設工事	不要 （当該建設工事の監理技術者等となる資格）

改正後

- ※1 土木工事に限る。
- ※2 建築工事に限る

(d) 優良工事表彰

福井県優良工事表彰を受賞した工事における主任（監理）技術者として従事した経験を評価する。（直近の2か年）

- ・評価は申請に基づき行う。
- ・福井県優良工事表彰を受賞した工事における主任（監理）技術者として従事した経験による加点申請を行った工事の契約は、発注機関毎に、入札公告日の属する各年（※）あたり原則1回限りとする。

※ここでいう各年の年とは、優良工事表彰日の翌日から翌年の優良工事表彰日までの期間（約1年間）とする。

- ・評価方法は「（B）企業の技術力（c）優良工事表彰」に準じる。

なお、鋼橋上部工事等で、同一の工事において工場製作と現場施工の各々の従事期間に異なる主任（監理）技術者を配置し優良工事表彰を受賞している場合は、さらに以下の①～③の制約条件があるため注意すること。

①工場製作を担当して優良工事表彰を受賞した技術者は工場製作期間限定の配置予定技術者、現場施工を担当して優良工事表彰を受賞した技術者は現場施工期間限定の配置予定技術者として優良工事加点申請を行う場合のみ評価する。

②いずれか1名の優良工事加点申請を行った時点で、その入札における落札が決定するまで、他方の者は当該発注機関における他の入札への優良工事加点申請ができなくなり、さらに落札した場合は両者が当該発注機関のその年（※）におけるその後の優良工事加点申請ができない。（※ここでいう年とは、優良工事表彰日の翌日から翌年の優良工事表彰日までの期間（約1年間）をいう。）

③同一の発注機関における複数の入札において、優良工事加点申請が同日となりえるケースでは、いずれか1件を選択し優良工事加点申請を行わなければならない。（同一の発注機関において、各々が同日に別の入札への優良工事加点申請を行った場合は、その双方の入札における優良工事加点申請の点数を0点とする。）

（評価点の判定方法についてはp. 21参照）

- ・現場代理人および**若手**担当技術者として従事した工事の受賞経験は評価しない。
- ・配置予定技術者が、受賞時に所属していた企業と異なる企業に所属している場合には評価しない。
- ・共同企業体として表彰を受けたものは、代表者の主任（監理）技術者の従事経験を評価対象とする。
- ・評価基準

優良工事表彰受賞の経験による加点申請	配点
優良工事表彰受賞の経験による加点申請あり	0.5
優良工事表彰受賞の経験による加点申請なし（または受賞なし）	0

(以下省略)

改正前

(c) 優良工事表彰

福井県優良工事表彰を受賞した工事における主任（監理）技術者として従事した経験を評価する。（直近の2か年）

- ・評価は申請に基づき行う。
- ・福井県優良工事表彰を受賞した工事における主任（監理）技術者として従事した経験による加点申請を行った工事の契約は、発注機関毎に、入札公告日の属する各年（※）あたり原則1回限りとする。

※ここでいう各年の年とは、優良工事表彰日の翌日から翌年の優良工事表彰日までの期間（約1年間）とする。

- ・評価方法は「（B）企業の技術力（c）優良工事表彰」に準じる。

なお、鋼橋上部工事等で、同一の工事において工場製作と現場施工の各々の従事期間に異なる主任（監理）技術者を配置し優良工事表彰を受賞している場合は、さらに以下の①～③の制約条件があるため注意すること。

①工場製作を担当して優良工事表彰を受賞した技術者は工場製作期間限定の配置予定技術者、現場施工を担当して優良工事表彰を受賞した技術者は現場施工期間限定の配置予定技術者として優良工事加点申請を行う場合のみ評価する。

②いずれか1名の優良工事加点申請を行った時点で、その入札における落札が決定するまで、他方の者は当該発注機関における他の入札への優良工事加点申請ができなくなり、さらに落札した場合は両者が当該発注機関のその年（※）におけるその後の優良工事加点申請ができない。（※ここでいう年とは、優良工事表彰日の翌日から翌年の優良工事表彰日までの期間（約1年間）をいう。）

③同一の発注機関における複数の入札において、優良工事加点申請が同日となりえるケースでは、いずれか1件を選択し優良工事加点申請を行わなければならない。（同一の発注機関において、各々が同日に別の入札への優良工事加点申請を行った場合は、その双方の入札における優良工事加点申請の点数を0点とする。）（評価点の判定方法についてはp. 21参照）

- ・現場代理人および担当技術者として従事した工事の受賞経験は評価しない。
- ・配置予定技術者が、受賞時に所属していた企業と異なる企業に所属している場合には評価しない。
- ・共同企業体として表彰を受けたものは、代表者の主任（監理）技術者の従事経験を評価対象とする。
- ・評価基準

優良工事表彰受賞の経験による加点申請	配点
優良工事表彰受賞の経験による加点申請あり	0.5
優良工事表彰受賞の経験による加点申請なし（または受賞なし）	0

(以下省略)

改正後

④建築一式工事

企業内の福井県震災建築物応急危険度判定士の有無を評価する。

- ・福井県震災建築物応急危険度判定士認定証および健康保険証の写しにより確認する。
- ・評価基準

判定士の有無	配点
3名以上（設計金額が2億円を超える工事）	1.0
2名以上（設計金額が2億円以下の工事）	
上記以外	0

(d) 県内企業および県産品の活用

次の（１）および（２）を満たす場合に評価する。

- ・評価基準

（１）県内企業の活用および（２）県産品の活用	配点
（１）および（２）を満たす	0.5
上記以外	0

（１）当該工事における県内企業の活用計画。

- ・次の①～③のいずれかを満たす場合。（ただし、軽微な建設工事の下請工事（建設業の許可が不要な工事（一般的に建築一式1,500万円未満、建築一式以外500万円未満の工事））を除く）

- ①元請企業が「発注者が指定する工種」の全てについて県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用する場合。
 - ②「発注者が指定する工種」の全てについて、県内に主たる営業所を有する元請企業（県内に主たる営業所を有する企業を代表者または構成員とする共同企業体を含む）が、その一部を県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用し、残りを自ら施工する場合。
 - ③県内に主たる営業所を有する元請企業（県内に主たる営業所を有する企業を代表者または構成員とする共同企業体を含む）が「発注者が指定する工種」の全てを自ら施工する場合。
（上記①～③について、建築一式、管、電気、電気通信、機械器具設置、消防施設工事においては、「発注者が指定する工種」を「発注者が指定する工種」を除く工種」と読み替える。
- ・部分的な活用は評価しない。（例：県内企業60%、県外40%）
 - ・受注者の責に帰すべき事由により、入札時の申請に反して、施工時に県内に主たる営業所を有する企業の活用ができなかった場合はペナルティの対象とする。
 - ・建築一式・管・電気・電気通信・機械器具設置・消防施設工事と土木一式工事等では様式が異なるので注意を要する。

改正前

④建築一式工事

企業内の福井県震災建築物応急危険度判定士の有無を評価する。

- ・福井県震災建築物応急危険度判定士認定証および健康保険証の写しにより確認する。
- ・評価基準

判定士の有無	配点
3名以上（設計金額が2億円を超える工事）	1.0
2名以上（設計金額が2億円以下の工事）	
上記以外	0

(d) 県内企業の活用

当該工事における県内企業の活用計画を評価する。

- ・次の①～③のいずれかを満たす場合に評価する。
- ①元請企業が「発注者が指定する工種」の全てについて県内に主たる営業所を有する企業を一次下請企業として活用する場合。
 - ②「発注者が指定する工種」の全てについて、県内に主たる営業所を有する元請企業（県内に主たる営業所を有する企業を代表者または構成員とする共同企業体を含む）が、その一部を県内に主たる営業所を有する企業を一次下請企業として活用し、残りを自ら施工する場合。
 - ③県内に主たる営業所を有する元請企業（県内に主たる営業所を有する企業を代表者または構成員とする共同企業体を含む）が「発注者が指定する工種」の全てを自ら施工する場合。
（上記①～③について、建築一式、管、電気、電気通信、機械器具設置、消防施設工事においては、「発注者が指定する工種」を「発注者が指定する工種」を除く工種」と読み替える。
- ・二次下請以降は評価しない。
 - ・部分的な活用は評価しない。（例：県内企業60%、県外40%）
 - ・受注者の責に帰すべき事由により、入札時の申請に反して、施工時に県内に主たる営業所を有する企業の活用ができなかった場合はペナルティの対象とする。
 - ・建築一式・管・電気・電気通信・機械器具設置・消防施設工事と土木一式工事等では様式が異なるので注意を要する。
 - ・評価基準

県内企業の活用	配点
活用する（①～③のいずれかを満たす）	0.5
上記以外	0

改正後

①～③の位置付け

指定工種の 施工形態 元請企業	すべてを 元請企業が 自ら施工	元請企業が 一部を自ら施工し、 残りはすべて県内企業を 下請けとして活用	すべての 下請けに 県内企業 を活用	一部の 下請けが 県外企業	すべての 下請けが 県外企業
県内の元請企業	③	②	①	—	—
県外の元請企業	—	—	①	—	—

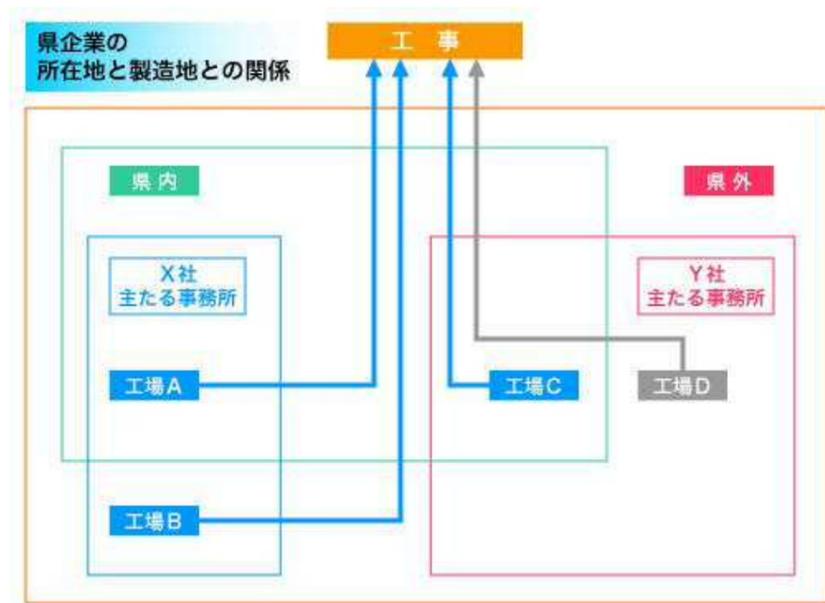
(—は加点評価しない)

(2) 使用資材の県産品活用

【県産品の定義】

次の要件をすべて満たすものを「県産品」と呼ぶ。

- (1) 県内に主たる事務所を置き、製造業を営む企業、組合等の建設資材または製品であること。または、県内で最終工程が施されている建設資材または製品等であること。
- (2) 前号に該当することが判別できるものであること。(下図参照)



※県産品は、工場A、工場B、工場Cで製造したものとなる。
 ※工場Dで製造した建設資材または製品等は除く。

(福井県県産品活用推進センターのホームページ『福井建材資材ネット』
<http://www.vcnet.fukui.fukui.jp/kensan/industry/About/> より)

改正前

・加点評価 (①～③) の位置付け

指定工種の 施工形態 元請企業	すべてを 元請企業が 自ら施工	元請企業が 一部を自ら施工し、 残りはすべて県内企業を 一次下請けとして活用	すべての 一次下請け に県内企業 を活用	一部の 一次下請けが 県外企業	すべての 一次下請け が県外企業
県内の元請企業	③	②	①	—	—
県外の元請企業	—	—	①	—	—

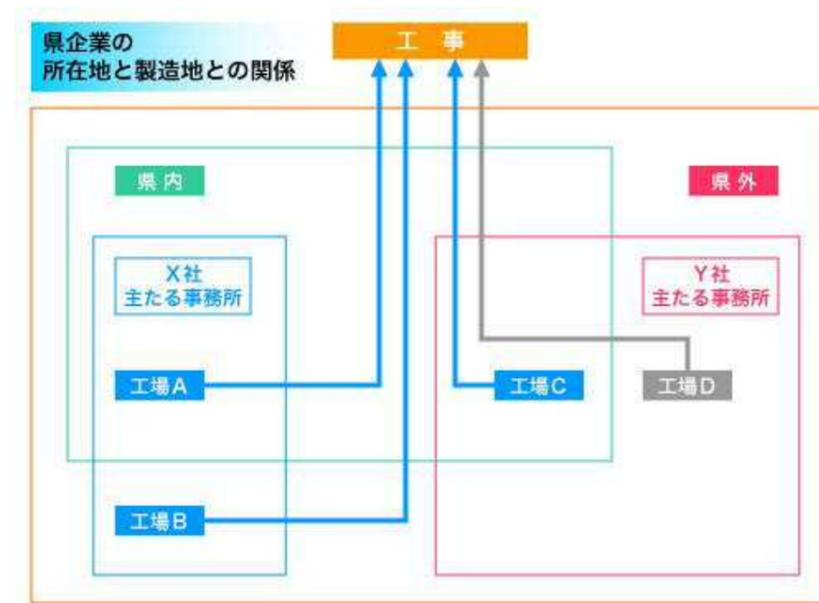
(—は加点評価しない)

(e) 県産品の活用

【県産品の定義】

次の要件をすべて満たすものを「県産品」と呼ぶ。

- (1) 県内に主たる事務所を置き、製造業を営む企業、組合等の建設資材または製品であること。または、県内で最終工程が施されている建設資材または製品等であること。
- (2) 前号に該当することが判別できるものであること。(下図参照) または、県内で最終工程が施されている建設資材または製品等であること。



※県産品は、工場A、工場B、工場Cで製造したものとなる。
 ※工場Dで製造した建設資材または製品等は除く。

(福井県県産品活用推進センターのホームページ『福井建材資材ネット』
<http://www.vcnet.fukui.fukui.jp/kensan/industry/About/> より)

改正後

①土木一式工事、鋼構造物工事等

当該工事での発注者指定の資材における県産品の活用計画を評価する。

- ・ 県産品はその定義等に準拠しなければならない。
- ・ 一資材の内、部分的な使用は評価しない。（例：県産品60%、県外品40%）
- ・ 受注者の責に帰すべき事由により、入札時の申請に反して、施工時に県外品に変更した場合は、ペナルティの対象とする。
- ・ 評価基準

県産品	評価基準
活用する	評価する
上記以外	評価しない

②建築一式工事

当該工事での発注者が指定する品目数以上の県産品の活用計画を評価する。

- ・ 県産品活用計画書（様式第9号の4）を提出すること。
- ・ 県産品はその定義等に準拠しなければならない。
- ・ 設計図書で県産品の使用を義務付けられている材料・製品は評価対象から除く。
- ・ 計画書に記載の県産品は、施工時に計画書に記載のない他の県産品に変更することができる。
- ・ 入札時に計画書に記載した県産品の品目数は、施工時に減らすことはできない。
- ・ 受注者の責に帰すべき事由により、入札時の申請に反して、施工時に申請した品目数の活用ができなかった場合はペナルティの対象とする。
- ・ 評価基準

県産品	評価基準
指定する品目数以上活用する	評価する
上記以外	評価しない

③管、電気、電気通信、機械器具設置、消防施設工事

当該工事での発注者が指定する品目から指定品目数以上の県産品の活用計画を評価する。

- ・ 県産品活用計画書（様式第9号の4）を提出すること。
- ・ 県産品はその定義等に準拠しなければならない。
- ・ 計画書に記載した県産品は、その製造業者を他の県内製造・加工業者に変更することができる。
- ・ 計画書に記載した県産品の品目は、計画書に記載のない他の指定品目に変更することができる。ただし、品目数を減らすことはできない。
- ・ 受注者の責に帰すべき事由により、計画書に記載した県産品の活用ができなかった場合はペナルティの対象とする。
- ・ 評価基準

県産品	評価基準
発注者が指定する品目から指定品目数以上活用する	評価する
上記以外	評価しない

改正前

①土木一式工事、鋼構造物工事等

当該工事での発注者指定の資材における県産品の活用計画を評価する。

- ・ 県産品はその定義等に準拠しなければならない。
- ・ 一資材の内、部分的な使用は評価しない。（例：県産品60%、県外品40%）
- ・ 受注者の責に帰すべき事由により、入札時の申請に反して、施工時に県外品に変更した場合は、ペナルティの対象とする。
- ・ 評価基準

県産品	配点
活用する	0.5
上記以外	0

②建築一式工事

当該工事での発注者が指定する品目数以上の県産品の活用計画を評価する。

- ・ 県産品活用計画書（様式第9号の4）を提出すること。
- ・ 県産品はその定義等に準拠しなければならない。
- ・ 設計図書で県産品の使用を義務付けられている材料・製品は評価対象から除く。
- ・ 計画書に記載の県産品は、施工時に計画書に記載のない他の県産品に変更することができる。
- ・ 入札時に計画書に記載した県産品の品目数は、施工時に減らすことはできない。
- ・ 受注者の責に帰すべき事由により、入札時の申請に反して、施工時に申請した品目数の活用ができなかった場合はペナルティの対象とする。
- ・ 評価基準

県産品	配点
指定する品目数以上活用する	0.5
上記以外	0

③管、電気、電気通信、機械器具設置、消防施設工事

当該工事での発注者が指定する品目から指定品目数以上の県産品の活用計画を評価する。

- ・ 県産品活用計画書（様式第9号の4）を提出すること。
- ・ 県産品はその定義等に準拠しなければならない。
- ・ 計画書に記載した県産品は、その製造業者を他の県内製造・加工業者に変更することができる。
- ・ 計画書に記載した県産品の品目は、計画書に記載のない他の指定品目に変更することができる。ただし、品目数を減らすことはできない。
- ・ 受注者の責に帰すべき事由により、計画書に記載した県産品の活用ができなかった場合はペナルティの対象とする。
- ・ 評価基準

県産品	配点
発注者が指定する品目から指定品目数以上活用する	0.5
上記以外	0

改正後

改正前

1.2 技術資料一覧

区分	作成および提出様式資料一覧	☆本資料 様式番号	添付資料(※2)	タイプ区分と提出資料		提出時期と提出方法				
				事前審査型	事後審査型	事前審査型		事後審査型		
						本資料	添付資料	本資料	添付資料	
一	技術資料提出書	様式第4号	無	○						
一	技術資料自己評価申請書	様式第4号の2	無	○						
技術提案	品質に係る提案	様式第5号	無	○ (必要に応じて設定)	-					
	施工上の課題に係る提案	様式第6号	無							
	工期に係る提案	様式第7号	無							
	安全に係る提案	様式第7号の2	無							
企業の技術力	企業の技術力 (施工実績、ISO認証、優良工事表彰、技能資格を保有する自社雇用技能者)	様式第9号	CORINS工事カルテ、契約書、施工図面、設計書、建築基準法の規定による検査済証、中間検査合格証の写しまたは検査機関発行のこれに代わる証明書の写	○						
	企業の工事成績算出対象工事	様式第10号	工事成績の写し	無の工事成績を有しない場合						
	企業の工事成績として評価する工事の実績 (建築一式工事のみ)	様式第10号の2	CORINS工事カルテ、契約書、施工図面、設計書、建築基準法の規定による検査済証、中間検査合格証の写しまたは検査機関発行のこれに代わる証明書の写	無の工事成績を有しない場合						
配置予定 技術者	主任(監理)技術者 (保有資格、施工経験、優良工事表彰、継続学習)	様式第11号	CORINS工事カルテ、契約書、施工図面、設計書、資格者証、継続学習証明書の写	○						
	地域精通(主たる営業所の所在地)		無							
	広域防災への取組(土木一式工事のみ)		無							
	社会貢献(災害協定)		証明書の写							
	地域貢献 (除雪等の契約) (応急危険度判定士)	様式第9号	契約書の写、震災建築物応急危険度判定士認定証の写、健康保険証の写							
	県内企業の活用		無							
	県産品の活用	様式第9号の4	無							

1.2 技術資料一覧

区分	作成および提出様式資料一覧	☆本資料 様式番号	添付資料(※2)	タイプ区分と提出資料		提出時期と提出方法				
				事前審査型	事後審査型	事前審査型		事後審査型		
						本資料	添付資料	本資料	添付資料	
一	書類目録(※1)	必須	無		○					
一	技術資料提出書	様式第4号	無		○					
一	技術資料自己評価申請書	様式第4号の2	無		○					
技術提案	品質に係る提案	様式第5号	無	○ (必要に応じて設定)	-					
	施工上の課題に係る提案	様式第6号	無							
	工期に係る提案	様式第7号	無							
	安全に係る提案	様式第7号の2	無							
企業の技術力	企業の技術力 (施工実績、ISO認証、優良工事表彰、技能資格を保有する自社雇用技能者)	様式第9号	CORINS工事カルテ、契約書、施工図面、設計書、ISO、資格者証の写、健康保険証の写	○						
	企業の工事成績算出対象工事	様式第10号	工事成績の写し	無の工事成績を有しない場合						
	企業の工事成績として評価する工事の実績 (建築一式工事のみ)	様式第10号の2	CORINS工事カルテ、契約書、施工図面、設計書、建築基準法の規定による検査済証、中間検査合格証の写しまたは検査機関発行のこれに代わる証明書の写	無の工事成績を有しない場合						
配置予定 技術者	主任(監理)技術者 (保有資格、施工経験、優良工事表彰、継続学習)	様式第11号	CORINS工事カルテ、契約書、施工図面、設計書、資格者証、継続学習証明書の写	○						
	地域精通(主たる営業所の所在地)		無							
	広域防災への取組(土木一式工事のみ)		無							
	社会貢献(災害協定)		証明書の写							
	地域貢献 (除雪等の契約) (応急危険度判定士)	様式第9号	契約書の写、震災建築物応急危険度判定士認定証の写、健康保険証の写							
	県内企業の活用		無							
	県産品の活用	様式第9号の4	無							

1.3 落札者決定基準（評価項目）〔例〕
(1) 土木一式工事

Table with 5 columns: 分類 (Classification), 評価項目 (Evaluation Item), 評価内容 (Evaluation Content), 評価基準 (Evaluation Criteria), 評価点数 (Evaluation Points). Rows include technical proposals, company technical strength, and regional/social characteristics.

- (注) 1. 加点評価を行った評価項目の履行確保の方法については別記1のとおりとする。
2. 入札に参加する者に必要な資格において配属予定技術者の保有資格を一般土木工事管理技士のみに求めている場合には、一般土木工事管理技士の資格は評価の対象としない。
3. 主たる工事が鉄筋コンクリートまたはプレストレストコンクリート工事の場合においては、配属予定技術者の技術力について (b) (a) に代わり、(b-2) または (b-3)、(c-2) で評価する。
4. 優良工事表彰の受賞による加点申請については種々の制限があるため、「公共工事における総合評価落札方式の導入」を熟読の上、入札を行うこと。
5. 技術提案において、同一内容の提案が複数あった場合は、最も加点の大きい一つの提案のみを評価する。
6. 「継続学習」は設計金額7,000万円以上において、配属予定技術者の一般土木工事管理技士の資格を評価項目としない条件において評価項目とする。

1.3 落札者決定基準（評価項目）〔例〕
(1) 土木一式工事

「土木一式」評価基準表(〇〇〇〇〇〇〇工事)

Table with 5 columns: 分類 (Classification), 評価項目 (Evaluation Item), 評価内容 (Evaluation Content), 評価基準 (Evaluation Criteria), 評価点数 (Evaluation Points). Rows include technical proposals, company technical strength, and regional/social characteristics.

- (注) 1. 加点評価を行った評価項目の履行確保の方法については別記1のとおりとする。
2. 入札に参加する者に必要な資格において配属予定技術者の保有資格を一般土木工事管理技士のみに求めている場合には、一般土木工事管理技士の資格は評価の対象としない。
3. 主たる工事が鉄筋コンクリートまたはプレストレストコンクリート工事の場合においては、配属予定技術者の技術力について (b) (a) に代わり、(b-2) または (b-3)、(c-2) で評価する。
4. 優良工事表彰の受賞による加点申請については種々の制限があるため、「公共工事における総合評価落札方式の導入」を熟読の上、入札を行うこと。
5. 技術提案において、同一内容の提案が複数あった場合は、最も加点の大きい一つの提案のみを評価する。
6. 「継続学習」は設計金額7,000万円以上において、配属予定技術者の一般土木工事管理技士の資格を評価項目としない条件において評価項目とする。

別表1

県内企業の活用

発注者が指定する工種

レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
道路改良	擁壁工	以下全ての工種	

- ・上記の指定工種について、閲覧設計書で確認すること。
- ・次の①～③のいずれかを満たす場合に評価する。
 - ① 元請企業が「発注者が指定する工種」の全てについて県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用する場合。
 - ② 「発注者が指定する工種」の全てについて、県内に主たる営業所を有する元請企業(県内に主たる営業所を有する企業を代表者または構成員とする共同企業体を含む)が、その一部を県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用し、残りを自ら施工する場合。
 - ③ 県内に主たる営業所を有する元請企業(県内に主たる営業所を有する企業を代表者または構成員とする共同企業体を含む)が「発注者が指定する工種」の全てを自ら施工する場合。
- ・入札時の申請に反して、県内企業の活用ができなかった場合はペナルティの対象とする。

別表1

県内企業と県産品の活用

1. 県内企業の活用

発注者が指定する工種

レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
道路改良	擁壁工	以下全ての工種	

- ・上記の指定工種について、閲覧設計書で確認すること。
- ・次の①～③のいずれかを満たす場合に評価する。
 - ① 元請企業が「発注者が指定する工種」の全てについて県内に主たる営業所を有する企業を一次下請企業として活用する場合。
 - ② 「発注者が指定する工種」の全てについて、県内に主たる営業所を有する元請企業(県内に主たる営業所を有する企業を代表者または構成員とする共同企業体を含む)が、その一部を県内に主たる営業所を有する企業を一次下請企業として活用し、残りを自ら施工する場合。
 - ③ 県内に主たる営業所を有する元請企業(県内に主たる営業所を有する企業を代表者または構成員とする共同企業体を含む)が「発注者が指定する工種」の全てを自ら施工する場合。
- ・入札時の申請に反して、県内企業の活用ができなかった場合はペナルティの対象とする。

2. 県産品の活用

発注者が指定する品目

指定品目	規格
自由勾配側溝	300×300、300×400
砕石	RC-40
生コンクリート	

- ・上記の指定品目を全て県産品(県内で生産された資材を含む)を活用する場合に評価する。
- ・施工時に県外製品への変更はできない。
- ・入札時の申請に反して、県産品の活用ができなかった場合はペナルティの対象とする。
- ・県産品の定義は、次の要件をすべて満たすものとする。
 - (1) 県内に主たる事務所を置き、製造業を営む企業、組合等の建設資材または製品であること。または、県内で最終工程が施されている建設資材または製品等であること。
 - (2) 前号に該当することが判別できるものであること。または、県内で最終工程が施されている建設資材または製品等であること。
 (詳細は、福井県県産品活用推進センターのホームページ「福井県産材資材ネット」
<http://www.vonet.fukui.fukui.jp/kensan/industry/About/> を参照のこと。)

(2) 鋼構造物工事

Table with 5 columns: 分類, 評価項目, 評価内容, 評価基準, 評価点数. Rows include (A) 技術提案, (B) 企業の技術力 (5.5 points), (C) 配属予定技術者の技術力 (3.5 points), (D) 企業の地域性・社会性 (4.0 points), and 観点 (29.0/14.0).

(注) 1. 加点評価を行った評価項目の履行確保の方法については別記1のとおりとする。
2. 優良工事表彰の受賞による加点申請については種々の制限があるため、「公共工事における総合評価格付方式の平引き」を参照の上、入札を行うこと。
3. 配属予定技術者（主任（監理）技術者）については「技術資格を保有する自社雇用技術者の配属」の加点評価を行わない。
4. 技術提案において、同一内容の提案が複数あった場合は、最も加点の大きい一つの提案のみを評価する。
5. 「継続学習」は設計金額7,000万円以上の配属予定技術者の保有資格を評価項目としない条件において評価項目とする。
※「主たる鉄工作業」とは、工場製作における、仮付けのための製業を作業、仮付け作業、溶接作業、仮組立作業のことをいう。また、当該評価項目が加点される契約した工事において、主たる鉄工作業を一部でも下請けに出した場合は、または主たる鉄工作業の作業期間のすべてに「1級鉄工技術士（構造物鉄工作業）」の資格を保有する自社雇用技術者が1名以上従事しなかった場合は別記1のペナルティの対象とする。

(2) 鋼構造物工事

Table with 5 columns: 分類, 評価項目, 評価内容, 評価基準, 評価点数. Rows include (A) 技術提案, (B) 企業の技術力 (6.5 points), (C) 配属予定技術者の技術力 (3.0 points), (D) 企業の地域性・社会性 (4.5 points), and 観点 (29.0/14.0).

(注) 1. 加点評価を行った評価項目の履行確保の方法については別記1のとおりとする。
2. 優良工事表彰の受賞による加点申請については種々の制限があるため、「公共工事における総合評価格付方式の平引き」を参照の上、入札を行うこと。
3. 配属予定技術者（主任（監理）技術者）については「技術資格を保有する自社雇用技術者の配属」の加点評価を行わない。
4. 技術提案において、同一内容の提案が複数あった場合は、最も加点の大きい一つの提案のみを評価する。
5. 「継続学習」は設計金額7,000万円以上の配属予定技術者の保有資格を評価項目としない条件において評価項目とする。
※「主たる鉄工作業」とは、工場製作における、仮付けのための製業を作業、仮付け作業、溶接作業、仮組立作業のことをいう。また、当該評価項目が加点される契約した工事において、主たる鉄工作業を一部でも下請けに出した場合は、または主たる鉄工作業の作業期間のすべてに「1級鉄工技術士（構造物鉄工作業）」の資格を保有する自社雇用技術者が1名以上従事しなかった場合は別記1のペナルティの対象とする。

別表1

県内企業の活用

発注者が指定する工種

レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
砂防堰堤	鋼製堰堤工	以下全ての工種(鋼製スリット材料費を除く)	
	コンクリートえん堤本体工	以下全ての工種	
	仮設工	以下全ての工種	

- ・上記の指定工種について、閲覧設計書で確認すること。
- ・次の①～③のいずれかを満たす場合に評価する。
 - ① 元請企業が「発注者が指定する工種」の全てについて県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用する場合。
 - ② 「発注者が指定する工種」の全てについて、県内に主たる営業所を有する元請企業(県内に主たる営業所を有する企業を代表者または構成員とする共同企業体を含む)が、その一部を県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用し、残りを自ら施工する場合。
 - ③ 県内に主たる営業所を有する元請企業(県内に主たる営業所を有する企業を代表者または構成員とする共同企業体を含む)が「発注者が指定する工種」の全てを自ら施工する場合。
- ・入札時の申請に反して、県内企業の活用ができなかった場合はペナルティの対象とする。

別表1

県内企業と県産品の活用

1. 県内企業の活用

発注者が指定する工種

レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
砂防堰堤	鋼製堰堤工	以下全ての工種(鋼製スリット材料費を除く)	
	コンクリートえん堤本体工	以下全ての工種	
	仮設工	以下全ての工種	

- ・上記の指定工種について、閲覧設計書で確認すること。
- ・次の①～③のいずれかを満たす場合に評価する。
 - ① 元請企業が「発注者が指定する工種」の全てについて県内に主たる営業所を有する企業を一次下請企業として活用する場合。
 - ② 「発注者が指定する工種」の全てについて、県内に主たる営業所を有する元請企業(県内に主たる営業所を有する企業を代表者または構成員とする共同企業体を含む)が、その一部を県内に主たる営業所を有する企業を一次下請企業として活用し、残りを自ら施工する場合。
 - ③ 県内に主たる営業所を有する元請企業(県内に主たる営業所を有する企業を代表者または構成員とする共同企業体を含む)が「発注者が指定する工種」の全てを自ら施工する場合。
- ・入札時の申請に反して、県内企業の活用ができなかった場合はペナルティの対象とする。

2. 県産品の活用

発注者が指定する品目

指定品目	規格
コンクリート	21-5-40(高炉)、18-5-40(高炉)

- ・上記の指定品目を全て県産品(県内で生産された資材を含む)を活用する場合に評価する。
- ・施工時に県外製品への変更はできない。
- ・入札時の申請に反して、県産品の活用ができなかった場合はペナルティの対象とする。
- ・県産品の定義は、次の要件をすべて満たすものとする。
 - (1) 県内に主たる事務所を置き、製造業を営む企業、組合等の建設資材または製品であること。または、県内で最終工程が施されている建設資材または製品等であること。
 - (2) 前号に該当することが判別できるものであること。または、県内で最終工程が施されている建設資材または製品等であること。
 (詳細は、福井県県産品活用推進センターのホームページ「福井県産材資材ネット」
<http://www.vcnnet.fukui.fukui.jp/kensan/industry/About/> を参照のこと。)

(3) 建築一式工事

Table with 5 columns: 分類, 評価項目, 評価内容, 評価基準, 評価点数. It details evaluation criteria for construction work, including technical standards, contractor qualifications, and local contribution.

- 1. 加点評価を行った評価項目の履行確保の方法については、別記1のとおりとする。
2. 優良工事表彰の受賞による加点申請については種々の制限があるため、「公共工事における総合評価方式の平引き」を熟慮の上、入札を行うこと。
3. 継続学習への取組状況の「※24単位/2年間」の評価は、平成24年10月1日以降の入札公告に係る案件において評価対象とする。
4. 技術標準において、同一内容の標準が複数あった場合は、最も加点の大きい一つの標準のみを評価する。

(3) 建築一式工事

Table with 5 columns: 分類, 評価項目, 評価内容, 評価基準, 評価点数. This is the previous version of the evaluation criteria table, showing differences in standards and scoring.

- 1. 加点評価を行った評価項目の履行確保の方法については、別記1のとおりとする。
2. 優良工事表彰の受賞による加点申請については種々の制限があるため、「公共工事における総合評価方式の平引き」を熟慮の上、入札を行うこと。
3. 継続学習への取組状況の「※24単位/2年間」の評価は、平成24年10月1日以降の入札公告に係る案件において評価対象とする。
4. 技術標準において、同一内容の標準が複数あった場合は、最も加点の大きい一つの標準のみを評価する。

改正後

改正前

別紙1 (建築一式工事)

県内企業の活用

発注者が指定する工種(県内企業の活用における評価対象でない工種)

	工種	工事範囲および概要	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

次の①～③のいずれかを満たす場合に評価する。
 ① 元請企業が「発注者が指定する工種」を除く工種の全てについて県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用する。
 ② 「発注者が指定する工種」を除く工種の全てについて、県内に主たる営業所を有する元請企業(県内に主たる営業所を有する企業を代表者または構成員とする共同企業体を含む)が、その一部を県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用し、残りを自ら施工する。
 ③ 県内に主たる営業所を有する元請企業(県内に主たる営業所を有する企業を代表者または構成員とする共同企業体を含む)が「発注者が指定する工種」を除く工種の全てを自ら施工する。

・ 入札時の申請に反して、県内企業の活用ができなかった場合はペナルティの対象とする。

別紙1 (建築一式工事)

県内企業の活用

発注者が指定する工種(県内企業の活用における評価対象でない工種)

	工種	工事範囲および概要	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

次の①～③のいずれかを満たす場合に評価する。
 ① 元請企業が「発注者が指定する工種」を除く工種の全てについて県内に主たる営業所を有する企業を一次下請企業として活用する。
 ② 「発注者が指定する工種」を除く工種の全てについて、県内に主たる営業所を有する元請企業(県内に主たる営業所を有する企業を代表者または構成員とする共同企業体を含む)が、その一部を県内に主たる営業所を有する企業を一次下請企業として活用し、残りを自ら施工する。
 ③ 県内に主たる営業所を有する元請企業(県内に主たる営業所を有する企業を代表者または構成員とする共同企業体を含む)が「発注者が指定する工種」を除く工種の全てを自ら施工する。

・ 入札時の申請に反して、県内企業の活用ができなかった場合はペナルティの対象とする。

(4) 舗装工事

分類	評価項目	評価内容	評価基準	評価点数
(A)	技術提案	工事内容に応じて設定	必要な項目を適宜設定	15.0
(B)	(a) 同種工事の施工実績の有無 (平成〇年4月1日から入札の申し込みを行った日まで)	過去15年間に企業が元請けとして同種工事の施工実績を有しているか?	(例) 施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の60%以上であったもの	1.5
			上記以外	0.0
			8.0点以上	3.5
			7.0点以上 8.0点未満	0.5~3.2
(b) 工事成績 「業績：舗装」 (平成〇年度および平成〇年度)	福井県が発注する工事(県の工事成績評定を有しない場合は、近畿地方整備局が発注する工事(〇〇〇〇〇))の過去2か年度の企業の工事成績評定点の平均点が一定の点数を満たしているか?	7.0点未満	0.0	
		(工事成績評定点の平均点-7.0) × 0.3 + 0.5		
		7.0点未満	0.0	
		7.0点未満	0.0	
(c) 品質管理マネジメントの取得	品質管理マネジメントISO9001認証を取得しているか?	ISO9001認証を取得している。	0.5	
		上記以外	0.0	
(C)	(a) 同種工事の施工経験の有無 (平成〇年4月1日から入札の申し込みを行った日まで)	配置予定技術者が過去15年間の同種工事において元請け企業の監理技術者等としての施工経験を有しているか?	(例) 施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の60%以上であったもの	1.5
			上記以外	0.0
			1級舗装施工管理技術者の資格を保有	1.0
			2級舗装施工管理技術者の資格を保有	0.5
(b) 配置予定技術者の保有する資格	配置予定技術者の保有する資格	上記以外	0.0	
		1級舗装施工管理技術者の資格を保有	0.5	
(c) 若手担当技術者の育成	専任の監理技術者等の下で、一級土木管理施工士を有する若手担当技術者を育成	若手担当技術者の育成	0.5	
		上記以外	0.0	
(D)	(a) 地域精通度	主たる営業所の所在地	〇〇市(町)に主たる営業所あり (〇〇土木事務所管内に主たる営業所あり)	2.5
			〇〇土木事務所管内に主たる営業所あり (福井県内に主たる営業所あり)	1.0
			上記以外	0.0
			災害協定の締結あり	1.0
(b) 社会貢献度	福井県または福井県内の市町のいずれかとの緊急災害時等における災害協定の締結の有無	災害協定の締結なし	0.0	
		自社保有のグレードによる除雪契約実績あり	1.0	
(c) 地域貢献度 (平成〇年度または平成〇年度)	過去2か年度における県または市町と除雪作業(凍結防止剤散布を含む)の契約を締結した実績の有無	上記以外の除雪作業の契約実績あり	0.5	
		実績なし	0.0	
(d) 県内企業および県産品の活用	(1) 県内企業の活用 ①-②のいずれかを満たす場合に評価する(別添1参照) ① 発注企業が「発注者が指定する工種」の全てについて県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用する ② 「発注者が指定する工種」の全てについて、県内に主たる営業所を有する元請企業が、その一部を県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用し、残りを自ら施工する ③ 県内に主たる営業所を有する元請企業が「発注者が指定する工種」の全てを自ら施工する (2) 使用資材の県産品活用(福井県内で生産された資材を含む) 発注者指定の品目(特記仕様書 別添3参照)に県産品を適用する	(1)および(2)を満たす	0.5	
		上記以外	0.0	
技術提案を求める標準型				28.5
技術提案を求めない簡易型				13.5

(注) 1. 加点評価を行った評価項目の内容の履行確保の方法については別添1のとおりとする。
2. 技術提案において、同一内容の提案が複数あった場合は、最も加点の大きい一つの提案のみを評価する。

(4) ほ装工事

分類	評価項目	評価内容	評価基準	評価点数
(A)	技術提案	工事内容に応じて設定	必要な項目を適宜設定	15.0
(B)	(a) 同種工事の施工実績の有無 (平成〇年4月1日から入札の申し込みを行った日まで)	過去15年間に企業が元請けとして同種工事の施工実績を有しているか?	(例) 施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の60%以上であったもの	1.5
			上記以外	0.0
			8.0点以上	3.5
			7.0点以上 8.0点未満	0.5~3.2
(b) 工事成績 「業績：ほ装」 (平成〇年度および平成〇年度)	福井県が発注する工事(県の工事成績評定を有しない場合は、近畿地方整備局が発注する工事(〇〇〇〇〇))の過去2か年度の企業の工事成績評定点の平均点が一定の点数を満たしているか?	7.0点未満	0.0	
		(工事成績評定点の平均点-7.0) × 0.3 + 0.5		
(c) 品質管理マネジメントの取得	品質管理マネジメントISO9001認証を取得しているか?	ISO9001認証を取得している。	0.5	
		上記以外	0.0	
(C)	(a) 同種工事の施工経験の有無 (平成〇年4月1日から入札の申し込みを行った日まで)	配置予定技術者が過去15年間の同種工事において元請け企業の監理技術者等としての施工経験を有しているか?	(例) 施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の60%以上であったもの	1.5
			上記以外	0.0
			1級舗装施工管理技術者の資格を保有	1.0
			2級舗装施工管理技術者の資格を保有	0.5
(b) 配置予定技術者の保有する資格	配置予定技術者の保有する資格	上記以外	0.0	
		1級舗装施工管理技術者の資格を保有	0.5	
(c) 若手担当技術者の育成	専任の監理技術者等の下で、一級土木管理施工士を有する若手担当技術者を育成	若手担当技術者の育成	0.5	
		上記以外	0.0	
(D)	(a) 地域精通度	主たる営業所の所在地	〇〇市(町)に主たる営業所あり (〇〇土木事務所管内に主たる営業所あり)	2.5
			〇〇土木事務所管内に主たる営業所あり (福井県内に主たる営業所あり)	1.0
			上記以外	0.0
			災害協定の締結あり	1.0
(b) 社会貢献度	福井県または福井県内の市町のいずれかとの緊急災害時等における災害協定の締結の有無	災害協定の締結なし	0.0	
		自社保有のグレードによる除雪契約実績あり	1.0	
(c) 地域貢献度 (平成〇年度または平成〇年度)	過去2か年度における県または市町と除雪作業(凍結防止剤散布を含む)の契約を締結した実績の有無	上記以外の除雪作業の契約実績あり	0.5	
		実績なし	0.0	
技術提案を求める標準型				27.5
技術提案を求めない簡易型				12.5

(注) 1. 加点評価を行った評価項目の内容の履行確保の方法については別添1のとおりとする。
2. 技術提案において、同一内容の提案が複数あった場合は、最も加点の大きい一つの提案のみを評価する。

別表1

県内企業の活用

発注者が指定する工種

レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
道路改良	擁壁工	以下全ての工種	

・上記の指定工種について、簡覧設計書で確認すること。

・次の①～③のいずれかを満たす場合に評価する。

- ① 元請企業が「発注者が指定する工種」の全てについて県内に営業所を有する企業を下請企業として活用する場合。
- ② 「発注者が指定する工種」の全てについて、県内に営業所を有する元請企業(県内に営業所を有する企業を代表者または構成員とする共同企業体を含む)が、その一部を県内に営業所を有する企業を下請企業として活用し、残りを自ら施工する場合。
- ③ 県内に営業所を有する元請企業(県内に営業所を有する企業を代表者または構成員とする共同企業体を含む)が「発注者が指定する工種」の全てを自ら施工する場合。

・入札時の申請に反して、県内企業の活用ができなかった場合はペナルティの対象とする。

(5) 法面処理工事

分類	評価項目	評価内容	評価基準	評価点数
(A)	技術提案	工事内容に応じて設定	必要な項目を適宜設定	15.0
企業の技術力 6・0点	(a) 同種工事の施工実績の有無 (平成〇年4月1日から入札の申し込みを行った日まで)	過去15年間に企業が元請けとして同種工事の施工実績を有しているか？	(例) 施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模以上であったもの	1.5
			(例) 施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%以上100%未満であったもの	1.0
			上記以外	0.0
	(b) 工事成績 〔業種：法面処理〕 (平成〇年度および平成〇年度)	福井県が発注する工事（県の工事成績評定を有しない場合は、〇〇地方整備局が発注する工事（〇〇〇〇〇）の過去2か年度の企業の工事成績評定点の平均点が一定の点数を満たしているか？	7.0点以上 8.0点未満 (工事成績評定点の平均点-70) × 0.3 + 0.5	0.5~ 3.2
	7.0点未満	0.0		
	(d) 品質管理マネジメントの取得	品質管理マネジメントISO9001認証を取得しているか？	ISO9001認証を取得している。 上記以外	0.5 0.0
(e) 技能資格を保有する自社雇用技能者の配置（※）	発注者が指定する下記の工種におけるノズルによる吹付作業の作業期間のすべてに「のり面ノズルマン技能認定者」の資格を保有する自社雇用ノズルマンが1名以上従事するか？ 指定工種 【〇〇〇〇〇〇〇】	左記の内容のとおり従事する 上記以外	0.5 0.0	
配置予定技術者の 技術力 3・0点	(a) 同種工事の施工経験の有無 (平成〇年4月1日から入札の申し込みを行った日まで)	配置予定技術者が過去15年間の同種工事において元請け企業の監理技術者等としての施工経験を有しているか？	(例) 施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模以上であったもの	1.5
			(例) 施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%以上100%未満であったもの	1.0
			上記以外	0.0
	(b) 配置予定技術者の保有する資格	配置予定技術者の保有する資格	のり面施工管理技術者、グラウンドアンカー施工士、地すべり防止工事士の資格を保有（案件により設定） 上記以外	1.0 0.0
	(c) 若手担当技術者の常駐	専任の監理技術者等の下で、一級土木管理施工技士を有する若手担当技術者を常駐	若手担当技術者の常駐 上記以外	0.5 0.0
	企業の地域性、社会性 4・0点	(a) 地域精通度	主たる営業所の所在地	〇〇市（町）に主たる営業所あり (〇〇土木事務所管内に主たる営業所あり)
〇〇土木事務所管内に主たる営業所あり (福井県内に主たる営業所あり)				1.0
上記以外				0.0
(b) 社会貢献度		福井県または福井県内の市町のいずれかとの緊急災害時等における災害協定締結の有無	災害協定の締結あり 災害協定の締結なし	1.0 0.0
(d) 県内企業および県産品の活用		(1) 県内企業の活用 ①～③のいずれかを満たす場合に評価する（別表1参照） ①元請企業が「発注者が指定する工種」の全てについて県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用する ②「発注者が指定する工種」の全てについて、県内に主たる営業所を有する元請企業が、その一部を県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用し、残りを自ら施工する ③ 県内に主たる営業所を有する元請企業が「発注者が指定する工種」の全てを自ら施工する (2) 使用資材の福井県産品活用（福井県内で生産された資材を含む） 発注者指定の品目（特記仕様書 別表3参照）に県産品を活用する。	(1) および(2)を満たす	0.5
			上記以外	0.0
満点	技術提案を求める標準型			28.0
満点	技術提案を求めない簡易型			13.0

(注) 1. 加点評価を行った評価項目の履行確保の方法については別記1のとおりとする。
 2. 配置予定技術者（主任（監理）技術者）については「技能資格を保有する自社雇用技能者の配置」の加点評価を行わない。
 3. 技術提案において、同一内容の提案が複数あった場合は、最も加点の大きい一つの提案のみを評価する。
 ※ 当評価項目が加点され契約した工事において、発注者が指定する工種におけるノズルによる吹付作業の作業期間のすべてに「のり面ノズルマン技能認定者」の資格を保有する自社雇用ノズルマンが1名以上従事しなかった場合は別記1のペナルティの対象とする。

(5) 法面処理工事

分類	評価項目	評価内容	評価基準	評価点数
(A)	技術提案	工事内容に応じて設定	必要な項目を適宜設定	15.0
企業の技術力 6・0点	(a) 同種工事の施工実績の有無 (平成〇年4月1日から入札の申し込みを行った日まで)	過去15年間に企業が元請けとして同種工事の施工実績を有しているか？	(例) 施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模以上であったもの	1.5
			(例) 施工実績のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%以上100%未満であったもの	1.0
			上記以外	0.0
	(b) 工事成績 〔業種：法面処理〕 (平成〇年度および平成〇年度)	福井県が発注する工事（県の工事成績評定を有しない場合は、〇〇地方整備局が発注する工事（〇〇〇〇〇）の過去2か年度の企業の工事成績評定点の平均点が一定の点数を満たしているか？	8.0点以上 7.0点以上 8.0点未満 (工事成績評定点の平均点-70) × 0.3 + 0.5	3.5 0.5~ 3.2
	7.0点未満	0.0		
	(d) 品質管理マネジメントの取得	品質管理マネジメントISO9001認証を取得しているか？	ISO9001認証を取得している。 上記以外	0.5 0.0
(e) 技能資格を保有する自社雇用技能者の配置（※）	発注者が指定する下記の工種におけるノズルによる吹付作業の作業期間のすべてに「のり面ノズルマン技能認定者」の資格を保有する自社雇用ノズルマンが1名以上従事するか？ 指定工種 【〇〇〇〇〇〇〇】	左記の内容のとおり従事する 上記以外	0.5 0.0	
配置予定技術者の 技術力 2・5点	(a) 同種工事の施工経験の有無 (平成〇年4月1日から入札の申し込みを行った日まで)	配置予定技術者が過去15年間の同種工事において元請け企業の監理技術者等としての施工経験を有しているか？	(例) 施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模以上であったもの	1.5
			(例) 施工経験のある同種工事の施工規模が、当該発注規模の80%以上100%未満であったもの	1.0
			上記以外	0.0
	(b) 配置予定技術者の保有する資格	配置予定技術者の保有する資格	のり面施工管理技術者、グラウンドアンカー施工士、地すべり防止工事士の資格を保有（案件により設定） 上記以外	1.0 0.0
	(a) 地域精通度	主たる営業所の所在地	〇〇市（町）に主たる営業所あり (〇〇土木事務所管内に主たる営業所あり)	2.5
			〇〇土木事務所管内に主たる営業所あり (福井県内に主たる営業所あり)	1.0
上記以外			0.0	
(b) 社会貢献度	福井県または福井県内の市町のいずれかとの緊急災害時等における災害協定締結の有無	災害協定の締結あり 災害協定の締結なし	1.0 0.0	
(e) 県産品の活用	使用資材の福井県産品活用（福井県内で生産された資材を含む）	発注者指定の品目（別表1参照）に県産品を活用する。 上記以外	0.5 0.0	
満点	技術提案を求める標準型			27.5
満点	技術提案を求めない簡易型			12.5

(注) 1. 加点評価を行った評価項目の履行確保の方法については別記1のとおりとする。
 2. 配置予定技術者（主任（監理）技術者）については「技能資格を保有する自社雇用技能者の配置」の加点評価を行わない。
 3. 技術提案において、同一内容の提案が複数あった場合は、最も加点の大きい一つの提案のみを評価する。
 ※ 当評価項目が加点され契約した工事において、発注者が指定する工種におけるノズルによる吹付作業の作業期間のすべてに「のり面ノズルマン技能認定者」の資格を保有する自社雇用ノズルマンが1名以上従事しなかった場合は別記1のペナルティの対象とする。

(6) 管、電気、電気通信、機械器具設置、消防施設工事

Table with 5 columns: 分類, 評価項目, 評価内容, 評価基準, 評価点数. Rows include (A) 技術提案, (B) 企業の技術力, (C) 配置予定技術者の技術力, (D) 企業の地域性・社会性.

(注) 1. 加点評価を行った評価項目の履行確保の方法については別記1のとおりとする。
2. 優良工事表彰の受賞による加点申請については種々の制限があるため、「公共工事における総合評価落札方式の手引き」を熟読の上、入札を行うこと。

(6) 管、電気、電気通信、機械器具設置、消防施設工事

Table with 5 columns: 分類, 評価項目, 評価内容, 評価基準, 評価点数. Rows include (A) 技術提案, (B) 企業の技術力, (C) 配置予定技術者の技術力, (D) 企業の地域性・社会性.

(注) 1. 加点評価を行った評価項目の履行確保の方法については別記1のとおりとする。
2. 優良工事表彰の受賞による加点申請については種々の制限があるため、「公共工事における総合評価落札方式の手引き」を熟読の上、入札を行うこと。

改正後

改正前

別紙1

県内企業の活用

発注者が指定する工種(県内企業の活用における評価対象でない工種)

	工種	工事範囲および概要	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

次の①～③のいずれかを満たす場合に評価する。
 ① 元請企業が「発注者が指定する工種」を除く工種の全てについて県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用する。
 ② 「発注者が指定する工種」を除く工種の全てについて、県内に主たる営業所を有する元請企業(県内に主たる営業所を有する企業を代表者または構成員とする共同企業体を含む)が、その一部を県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用し、残りを自ら施工する。
 ③ 県内に主たる営業所を有する元請企業(県内に主たる営業所を有する企業を代表者または構成員とする共同企業体を含む)が「発注者が指定する工種」を除く工種の全てを自ら施工する。

・入札時の申請に反して、県内企業の活用ができなかった場合はペナルティの対象とする。

別紙1

県内企業の活用

発注者が指定する工種(県内企業の活用における評価対象でない工種)

	工種	工事範囲および概要	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

次の①～③のいずれかを満たす場合に評価する。
 ① 元請企業が「発注者が指定する工種」を除く工種の全てについて県内に主たる営業所を有する企業を一次下請企業として活用する。
 ② 「発注者が指定する工種」を除く工種の全てについて、県内に主たる営業所を有する元請企業(県内に主たる営業所を有する企業を代表者または構成員とする共同企業体を含む)が、その一部を県内に主たる営業所を有する企業を一次下請企業として活用し、残りを自ら施工する。
 ③ 県内に主たる営業所を有する元請企業(県内に主たる営業所を有する企業を代表者または構成員とする共同企業体を含む)が「発注者が指定する工種」を除く工種の全てを自ら施工する。
 ・入札時の申請に反して、県内企業の活用ができなかった場合はペナルティの対象とする。

別紙2

県産品の活用

(管、電気、電気通信、機械器具設置、消防施設工事)

県産品の定義、指定品目および品目の評価方法は下記のとおりとする。

1 県産品の定義

次のいずれかに該当するものをいい、その製品を製造するための原材料の産地・製造地は問わない。

- ア 福井県内に主たる営業所を有する者が製造した建設資材または製品等で、その事実を容易に判別できるもの。
- イ 福井県外に主たる営業所を有する者の福井県内に所在する製造所で最終工程が施されている建設資材または製品等で、その事実を容易に判別できるもの。

2 指定品目

品目名

3 県産品の品目評価方法

指定品目のうち、指定数量以上の県産品を活用する場合に評価する。

なお、県産品の品目計数の方法は次のとおりとする。

発注者が提示する設計書の中で、資材単価または複合単価で計上されている1項目の全量(営繕系の工事の場合は上記2の指定品目のうち、各品目の中の全量)を県産品とする場合に1と評価する。

4 その他

- ・県産品活用計画書(様式第9号の4)を提出すること。
- ・計画書に記載した県産品は、その製造業者を他の県内製造・加工業者に変更することができる。
- ・計画書に記載した県産品の品目は、計画書に記載のない他の指定品目に変更することができる。
- ・計画書に記載した県産品の品目数を減らすことはできない。
- ・受注者の責に帰すべき事由により計画書に記載した品目数の県産品の活用ができなかった場合はペナルティーの対象とする。
- ・県産品の定義は、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 県内に主たる事務所を置き、製造業を営む企業、組合等の建設資材または製品であること。または、県内で最終工程が施されている建設資材または製品等であること。
 - (2) 前号に該当することが判別できるものであること。または、県内で最終工程が施されている建設資材または製品等であること。
- (詳細は、福井県県産品活用推進センターのホームページ『福井建材資材ネット』
http://www.vcnet.fukui.fukui.jp/kensan/industry/About/ を参照のこと。)

別紙2

県産品の活用

(管、電気、電気通信、機械器具設置、消防施設工事)

県産品の定義、指定品目および品目の評価方法は下記のとおりとする。

1 県産品の定義

次のいずれかに該当するものをいい、その製品を製造するための原材料の産地・製造地は問わない。

- ア 福井県内に主たる営業所を有する者が製造した建設資材または製品等で、その事実を容易に判別できるもの。
- イ 福井県外に主たる営業所を有する者の福井県内に所在する製造所で最終工程が施されている建設資材または製品等で、その事実を容易に判別できるもの。

2 指定品目

品目名

3 県産品の品目評価方法

指定品目のうち、指定数量以上の県産品を活用する場合に評価する。

なお、県産品の品目計数の方法は次のとおりとする。

発注者が提示する設計書の中で、資材単価または複合単価で計上されている1項目の全量(営繕系の工事の場合は上記2の指定品目のうち、各品目の中の全量)を県産品とする場合に1と評価する。

4 その他

- ・県産品活用計画書(様式第9号の4)を提出すること。
- ・計画書に記載した県産品は、その製造業者を他の県内製造・加工業者に変更することができる。
- ・計画書に記載した県産品の品目は、計画書に記載のない他の指定品目に変更することができる。
- ・計画書に記載した県産品の品目数を減らすことはできない。
- ・受注者の責に帰すべき事由により計画書に記載した品目数の県産品の活用ができなかった場合はペナルティーの対象とする。
- ・県産品の定義は、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 県内に主たる事務所を置き、製造業を営む企業、組合等の建設資材または製品であること。または、県内で最終工程が施されている建設資材または製品等であること。
 - (2) 前号に該当することが判別できるものであること。または、県内で最終工程が施されている建設資材または製品等であること。
- (詳細は、福井県県産品活用推進センターのホームページ『福井建材資材ネット』
http://www.vcnet.fukui.fukui.jp/kensan/industry/About/ を参照のこと。)

改正後

改正前

様式第3号 (用紙A4)

配置予定の現場代理人および監理技術者等の資格、経歴、経験等(例)

工事名		企業名		
項目	監理技術者等 (主任技術者・監理技術者)	監理技術者等 (主任技術者・監理技術者)	現場代理人	
氏名・会社名	〇〇		△△	
最終学歴	〇〇大学〇〇学部〇〇学科 〇〇年卒業			
法令による免許	一級〇〇施工管理技士 (取得年および登録番号) 監理技術者資格 (取得年および登録番号)			
工事名称等	工事名	〇〇〇〇工事		
	発注機関名	(〇〇県〇〇事務所等)		
	施工場所	(都道府県名・市町村名)		
	契約金額	(最終契約金額)		
	工期	年月～年月		
工事概要等	従事役職	現場代理人・監理(主任)技術者		
	構造・階数			
	延面積 スパン			

審査基準日は、事前審査型の場合は入札参加資格確認申請書の提出時点、事後審査型の場合は入札書の提出時点とする。

現場代理人は、経営業務管理責任者および営業所の専任技術者と兼務できないので注意すること。

注1 ・現場代理人および入札公告の○(〇)の条件を確認できる監理技術者等(一般競争入札共通事項の用語解説を参照のこと。以下同じ。)について記入すること。
 注2 ・コリンズの登録内容確認書、合格証明書等、監理技術者等の資格および施工経験が確認できる資料、自社と雇用関係(監理技術者等の場合は3ヶ月以上)が確認できる資料を添付すること。
 ・経営業務管理責任者、営業所の専任技術者(建設業許可を受けている全ての業種の専任技術者、また、従たる営業所の専任技術者も含む)の一覧を添付すること。(任意様式。ただし、法人の代表者または個人の事業主の押印ならびに記述内容が事実と相違ない旨を記すこと。)
 注3 ・当工事における現場代理人および監理技術者等は、同一人が兼ねることができる。
 注4 ・審査基準日において他の工事の現場代理人や監理技術者等と重複しているなど、審査基準日においては当工事と兼務不可能な者をもって申請する場合には、別紙誓約書、ならびに当工事の契約工期の開始日までに重複関係が解消できることを証明する書類を提出すること。(当工事の契約工期の開始日までに、重複する工事が確実に完成することが確認できる書類等)

機械の保有状況およびオペレータの配置(例)

工事名		企業名				
項目	機械の種類					
登録番号						
型式						
製造番号						
自社保有・リースの別		自社保有	・	リース	自社保有	・
機械のオペレータ						

注1 この様式は、舗装工事および法面処理工事において使用する。
 注2 「機械の種類」は、入札参加条件として指定された機械(舗装工事の場合:アスファルトフィニッシャー、タイヤローラー、マカダムローラー等、法面処理工事の場合:種子吹付機、モルタル吹付機、ボーリングマシン等)を記入すること。
 注3 「機械のオペレータ」は、記載された機械を運転または操作する者の氏名を記入すること。なお、種子吹付機およびモルタル吹付機の場合については、ノズルマン、ガンマンの区別も明示すること。
 福井県建設工事総合評価落札方式実施要領 様式第9号に記載したのり面ノズルマン技能認定者(のうち最低1名以上)が当様式においてノズルマンとして記載されていないなど、様式第9号と当様式間で矛盾があるときは、総合評価において評価されないで注意すること。
 注4 添付書類として、自社保有(リース契約を含む。)を確認できる資料(市役所、町役場の資産証明、売買契約書(写)、車検証(写)、リース契約書(写)等)を提出すること(舗装工事の場合において、記載した機械が競争入札参加資格審査時に確認を受けた機械であれば提出不要とする。)。また、機械のオペレータについては、運転免許証、ローラー講習修了証、技能講習修了証、業務の従事歴に関する証明書、自社で3か月以上の雇用が確認できる資料(資格者証(写)、健康保険証(写)等)等を提出すること。
 注5 機械のオペレータは、一つの機械について複数名での申請が可能である。

様式第3号 (用紙A4)

配置予定の現場代理人および監理技術者等の資格、経歴、経験等(例)

工事名		企業名		
項目	監理技術者等 (主任技術者・監理技術者)	監理技術者等 (主任技術者・監理技術者)	現場代理人	
氏名・会社名	〇〇		△△	
最終学歴	〇〇大学〇〇学部〇〇学科 〇〇年卒業			
法令による免許	一級〇〇施工管理技士 (取得年および登録番号) 監理技術者資格 (取得年および登録番号)			
工事名称等	工事名	〇〇〇〇工事		
	発注機関名	(〇〇県〇〇事務所等)		
	施工場所	(都道府県名・市町村名)		
	契約金額	(最終契約金額)		
	工期	年月～年月		
工事概要等	従事役職	現場代理人・監理(主任)技術者		
	構造・階数			
	延面積 スパン			

審査基準日は、事前審査型の場合は入札参加資格確認申請書の提出時点、事後審査型の場合は入札書の提出時点とする。

現場代理人は、経営業務管理責任者および営業所の専任技術者と兼務できないので注意すること。

注1 ・現場代理人および入札公告の○(〇)の条件を確認できる監理技術者等(一般競争入札共通事項の用語解説を参照のこと。以下同じ。)について記入すること。
 注2 ・コリンズの登録内容確認書、合格証明書等、監理技術者等の資格および施工経験が確認できる資料、自社と3ヶ月以上の雇用関係が確認できる資料を添付すること。
 ・経営業務管理責任者、営業所の専任技術者(建設業許可を受けている全ての業種の専任技術者、また、従たる営業所の専任技術者も含む)の一覧を添付すること。(任意様式。ただし、法人の代表者または個人の事業主の押印ならびに記述内容が事実と相違ない旨を記すこと。)
 注3 ・当工事における現場代理人および監理技術者等は、同一人が兼ねることができる。
 注4 ・審査基準日において他の工事の現場代理人や監理技術者等と重複しているなど、審査基準日においては当工事と兼務不可能な者をもって申請する場合には、別紙誓約書、ならびに当工事の契約工期の開始日までに重複関係が解消できることを証明する書類を提出すること。(当工事の契約工期の開始日までに、重複する工事が確実に完成することが確認できる書類等)

様式第3号の2 (用紙A4)

機械の保有状況およびオペレータの配置(例)

工事名		企業名				
項目	機械の種類					
登録番号						
型式						
製造番号						
自社保有・リースの別		自社保有	・	リース	自社保有	・
機械のオペレータ						

注1 この様式は、ほ装工事および法面処理工事において使用する。
 注2 「機械の種類」は、入札参加条件として指定された機械(ほ装工事の場合:アスファルトフィニッシャー、タイヤローラー、マカダムローラー等、法面処理工事の場合:種子吹付機、モルタル吹付機、ボーリングマシン等)を記入すること。
 注3 「機械のオペレータ」は、記載された機械を運転または操作する者の氏名を記入すること。なお、種子吹付機およびモルタル吹付機の場合については、ノズルマン、ガンマンの区別も明示すること。
 福井県建設工事総合評価落札方式実施要領 様式第9号に記載したのり面ノズルマン技能認定者(のうち最低1名以上)が当様式においてノズルマンとして記載されていないなど、様式第9号と当様式間で矛盾があるときは、総合評価において評価されないで注意すること。
 注4 添付書類として、自社保有(リース契約を含む。)を確認できる資料(市役所、町役場の資産証明、売買契約書(写)、車検証(写)、リース契約書(写)等)を提出すること。また、機械のオペレータについては、運転免許証、ローラー講習修了証、技能講習修了証、業務の従事歴に関する証明書、自社で3か月以上の雇用が確認できる資料(資格者証(写)、健康保険証(写)等)等を提出すること。
 注5 機械のオペレータは、一つの機械について複数名での申請が可能である。

様式第3の3

誓 約 書

入札執行者 様

所 在 地
商号または名称
代表者氏名



（工事名を入力）の入札参加資格確認を受けるに当たって、下記の事項に相違ないことを誓約します。

1 この工事に係る入札に、制限付き一般競争入札実施要領（以下「要領」という。）第5条第1号クに掲げる資力的関係または人的関係（別紙参照）のある者が参加していないこと。

2 この工事に係る入札の入札参加資格確認の審査基準日※において、健康保険、厚生年金保険および雇用保険に加入し、かつ、それら全てについて保険料を未納がない（法令の規定により、加入について適用を除外されている場合を含む）こと。

※ 入札参加資格確認の審査基準日は、事前審査型の場合は入札参加資格確認申請書の提出時点、事後審査型の場合は入札書の提出時点とする。

3 この工事を施工するに当たって、福井県建設工事元請下請関係適正化指導要綱の規定を遵守すること。

※ 上記事項に該当しないことが明らかになった場合には、福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領の規定に基づく指名停止等の措置を行うことがあります。

(様式第9号) (土木一式工用)

(用紙A4)

企業の技術力および地域性・社会性

施工実績を評価する基準	過去15年間に、元請けとして完成・引渡しが完了した同種工事の施工実績を有すること。(評価対象の同種工事を1件のみ記入)		
同種工事の名称等	工事名称	〇〇〇〇〇工事 (CORINS登録番号)	
	発注機関名	〇〇〇〇〇〇	
	工事場所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 一般県道〇〇〇〇〇線	
	契約金額	(最終の請負金額(税込)を記入する。)	
	工期	平成〇年〇月〇日 ~ 平成〇年〇月〇日	
	工事概要	〇〇	
工事成績評定	件数	件	平均点(小数点第1位切捨て) 点
優良工事表彰受賞による加点申請(*)	<input type="checkbox"/> 加点申請する ・ <input type="checkbox"/> 加点申請しない 表彰年度() 表彰名() 工事名称()		
ISO9001 認証取得(*)	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無		
企業の地域性・社会性	主たる営業所の所在地	主たる営業所の所在地()	
	広域防災への取組の有無(*)	(土木一式工事の場合のみ評価する) <input type="checkbox"/> 取組あり ・ <input type="checkbox"/> 取組なし	
	災害協定の締結(*)	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	
	除雪契約の有無(*)	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	
	指定工種における県内企業の活用(*)	<input type="checkbox"/> 次の①~③のいずれかを満たす ①元請企業が「発注者が指定する工種」の全てについて県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用する ②「発注者が指定する工種」の全てについて、県内に主たる営業所を有する元請企業が、その一部を県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用し、残りを自ら施工する ③ 県内に主たる営業所を有する元請企業が「発注者が指定する工種」の全てを自ら施工する <input type="checkbox"/> 上記以外	
指定資材における県産品の活用(*)	<input type="checkbox"/> 全てを活用する ・ <input type="checkbox"/> 上記以外		

注意 上記記載の内容が確認できる資料(CORINS工事カルテ、契約書、施工図面、設計書、ISO9001の認証等の写し、災害協定の証明書写し、除雪等の契約書の写し)を添付資料として提出すること。
 ・記載内容が的確に判断できる必要最低限の資料を添付資料として提出すること。
 (CORINS登録のある場合でも、設計図書・契約書の写し等を提出すること。)
 ・福井県の工事成績評定を有しない場合で国の成績を有する場合は、国の成績の件数および平均点を記入した上で、様式第10号を併せて提出すること。
 ・(*)は該当する箇所に■とマークすること。マークのない場合は評価しない。
 ・記載に誤りがある場合は原則評価しないため、「福井県建設工事総合評価格札方式実施要領」および「公共工事における総合評価格札方式の手引き」等を熟読の上、作成すること。

[P O/O]

(様式第9号) (土木一式工用)

(用紙A4)

企業の技術力および地域性・社会性

施工実績を評価する基準	過去15年間に、元請けとして完成・引渡しが完了した同種工事の施工実績を有すること。(評価対象の同種工事を1件のみ記入)		
同種工事の名称等	工事名称	〇〇〇〇〇工事 (CORINS登録番号)	
	発注機関名	〇〇〇〇〇〇	
	工事場所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 一般県道〇〇〇〇〇線	
	契約金額	(最終の請負金額(税込)を記入する。)	
	工期	平成〇年〇月〇日 ~ 平成〇年〇月〇日	
	工事概要	〇〇	
工事成績評定	件数	件	平均点(小数点第1位切捨て) 点
優良工事表彰受賞による加点申請(*)	<input type="checkbox"/> 加点申請する ・ <input type="checkbox"/> 加点申請しない 表彰年度() 表彰名() 工事名称()		
ISO9001 認証取得(*)	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無		
企業の地域性・社会性	主たる営業所の所在地	主たる営業所の所在地()	
	広域防災への取組の有無(*)	(土木一式工事の場合のみ評価する) <input type="checkbox"/> 取組あり ・ <input type="checkbox"/> 取組なし	
	災害協定の締結(*)	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	
	除雪契約の有無(*)	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	
	指定工種における県内企業の活用(*)	<input type="checkbox"/> 次の①~③のいずれかを満たす ①元請企業が「発注者が指定する工種」の全てについて県内に主たる営業所を有する企業を一次下請企業として活用する ②「発注者が指定する工種」の全てについて、県内に主たる営業所を有する元請企業が、その一部を県内に主たる営業所を有する企業を一次下請企業として活用し、残りを自ら施工する ③ 県内に主たる営業所を有する元請企業が「発注者が指定する工種」の全てを自ら施工する <input type="checkbox"/> 上記以外	
指定資材における県産品の活用(*)	<input type="checkbox"/> 全てを活用する ・ <input type="checkbox"/> 上記以外		

注意 上記記載の内容が確認できる資料(CORINS工事カルテ、契約書、施工図面、設計書、ISO9001の認証等の写し、災害協定の証明書写し、除雪等の契約書の写し)を添付資料として提出すること。
 ・記載内容が的確に判断できる必要最低限の資料を添付資料として提出すること。
 (CORINS登録のある場合でも、設計図書・契約書の写し等を提出すること。)
 ・福井県の工事成績評定を有しない場合で国の成績を有する場合は、国の成績の件数および平均点を記入した上で、様式第10号を併せて提出すること。
 ・(*)は該当する箇所に■とマークすること。マークのない場合は評価しない。
 ・記載に誤りがある場合は原則評価しないため、「福井県建設工事総合評価格札方式実施要領」および「公共工事における総合評価格札方式の手引き」等を熟読の上、作成すること。

[P O/O]

(様式第9号) (建築一式工用)

(用紙A4)

企業の技術力および地域性・社会性

施工実績を評価する基準	過去15年間に、元請けとして完成・引渡しが完了した同種工事の施工実績を有すること。(評価対象の同種工事を1件のみ記入)			
同種工事の名称等	工事名称	〇〇〇〇〇工事 (CORINS登録番号(登録がある場合))		
	発注機関名	〇〇〇〇〇〇		
	工事場所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇		
	契約金額	(最終の請負金額(税込)を記入する。)		
	工期	平成〇年〇月〇日 ~ 平成〇年〇月〇日		
	工事概要	〇〇		
工事成績評価	件数	件	平均点(小数点第1位切捨て)	点
県の工事成績評価を有しない場合で、建築基準法に適合していることを証明できる民間工事等の実績(*)	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		
優良工事表彰受賞による加点申請(+)	<input type="checkbox"/> 加点申請する ・ <input type="checkbox"/> 加点申請しない 表彰年度() 表彰名() 工事名称()			
ISO9001 認証取得(*)	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		
企業の地域性・社会性	主たる営業所の所在地	主たる営業所の所在地()		
	災害協定の締結(+)	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
	福井県震災建築物応急危険度判定士の有無(*)	<input type="checkbox"/> 有(3名以上) ・ <input type="checkbox"/> 有(2名) ・ <input type="checkbox"/> 1名または無		
指定工種を除く工種における県内企業の活用(+)	<input type="checkbox"/> 次の①~③のいずれかを満たす ① 元請企業が「「発注者が指定する工種」を除く工種」の全てについて県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用する ② 「「発注者が指定する工種」を除く工種」の全てについて、県内に主たる営業所を有する元請企業が、その一部を県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用し、残りを自ら施工する ③ 県内に主たる営業所を有する元請企業が「「発注者が指定する工種」を除く工種」の全てを自ら施工する <input type="checkbox"/> 上記以外			
指定品目数以上の県産品の活用(+)	<input type="checkbox"/> 活用する(品目以上) ・ <input type="checkbox"/> 活用しない			

注意 上記記載の内容が確認できる資料(CORINS工事カルテ、契約書、施工図面、設計書、ISO9001の認証等の写し、災害協定の証明書写し、福井県震災建築物応急危険度判定士認定証および健康保険証の写し)を添付資料として提出すること。
 ・福井県の工事成績評価を有しない場合は、次の①、②のいずれかによる申請が可能。
 ①国の工事成績評価を用いる場合は、国の成績の件数および平均点を記入した上で、様式第10号を併せて提出すること。
 ②民間工事等の実績を用いる場合は、該当箇所にマークし、様式第10号の2を併せて提出すること。
 ・県産品の活用は、発注者が指定する品目数以上において県産品を活用する場合に評価する。様式第9号の4を添付すること。
 ・(*)は該当する箇所に■とマークすること。マークのない場合は評価しない。
 ・記載に誤りがある場合は原則評価しないため、「福井県建設工事総合評価格付方式実施要領」および「公共工事における総合評価格付方式の手引き」等を熟読の上、作成すること。

[P O/O]

(様式第9号) (建築一式工用)

(用紙A4)

企業の技術力および地域性・社会性

施工実績を評価する基準	過去15年間に、元請けとして完成・引渡しが完了した同種工事の施工実績を有すること。(評価対象の同種工事を1件のみ記入)			
同種工事の名称等	工事名称	〇〇〇〇〇工事 (CORINS登録番号(登録がある場合))		
	発注機関名	〇〇〇〇〇〇		
	工事場所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇		
	契約金額	(最終の請負金額(税込)を記入する。)		
	工期	平成〇年〇月〇日 ~ 平成〇年〇月〇日		
	工事概要	〇〇		
工事成績評価	件数	件	平均点(小数点第1位切捨て)	点
県の工事成績評価を有しない場合で、建築基準法に適合していることを証明できる民間工事等の実績(*)	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		
優良工事表彰受賞による加点申請(+)	<input type="checkbox"/> 加点申請する ・ <input type="checkbox"/> 加点申請しない 表彰年度() 表彰名() 工事名称()			
ISO9001 認証取得(*)	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		
企業の地域性・社会性	主たる営業所の所在地	主たる営業所の所在地()		
	災害協定の締結(+)	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
	福井県震災建築物応急危険度判定士の有無(*)	<input type="checkbox"/> 有(3名以上) ・ <input type="checkbox"/> 有(2名) ・ <input type="checkbox"/> 1名または無		
指定工種を除く工種における県内企業の活用(+)	<input type="checkbox"/> 次の①~③のいずれかを満たす ① 元請企業が「「発注者が指定する工種」を除く工種」の全てについて県内に主たる営業所を有する企業を一次下請企業として活用する ② 「「発注者が指定する工種」を除く工種」の全てについて、県内に主たる営業所を有する元請企業が、その一部を県内に主たる営業所を有する企業を一次下請企業として活用し、残りを自ら施工する ③ 県内に主たる営業所を有する元請企業が「「発注者が指定する工種」を除く工種」の全てを自ら施工する <input type="checkbox"/> 上記以外			
指定品目数以上の県産品の活用(+)	<input type="checkbox"/> 活用する(品目以上) ・ <input type="checkbox"/> 活用しない			

注意 上記記載の内容が確認できる資料(CORINS工事カルテ、契約書、施工図面、設計書、ISO9001の認証等の写し、災害協定の証明書写し、福井県震災建築物応急危険度判定士認定証および健康保険証の写し)を添付資料として提出すること。
 ・福井県の工事成績評価を有しない場合は、次の①、②のいずれかによる申請が可能。
 ①国の工事成績評価を用いる場合は、国の成績の件数および平均点を記入した上で、様式第10号を併せて提出すること。
 ②民間工事等の実績を用いる場合は、該当箇所にマークし、様式第10号の2を併せて提出すること。
 ・県産品の活用は、発注者が指定する品目数以上において県産品を活用する場合に評価する。様式第9号の4を添付すること。
 ・(*)は該当する箇所に■とマークすること。マークのない場合は評価しない。
 ・記載に誤りがある場合は原則評価しないため、「福井県建設工事総合評価格付方式実施要領」および「公共工事における総合評価格付方式の手引き」等を熟読の上、作成すること。

[P O/O]

改正後

改正前

(様式第9号) (鋼構造物工用)

(用紙A4)

企業の技術力および地域性・社会性

施工実績を評価する基準	過去15年間に、元請けとして完成・引渡しが完了した同種工事の施工実績を有すること。(評価対象の同種工事を1件のみ記入)		
同種工事の名称等	工事名称	〇〇〇〇〇工事 (CORINS登録番号)	
	発注機関名	〇〇〇〇〇〇	
	工事場所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 一般県道〇〇〇〇〇線	
	契約金額	(最終の請負金額(税込)を記入する。)	
	工期	平成〇年〇月〇日 ~ 平成〇年〇月〇日	
工事概要	〇〇		
工事成績評定	件数	件	平均点(小数点第1位切捨て) 点
優良工事表彰受賞による加点申請(*)	<input type="checkbox"/> 加点申請する ・ <input type="checkbox"/> 加点申請しない 表彰年度() 表彰名() 工事名称()		
ISO9001 認証取得(*)	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無		
技能資格を保有する自社雇用技能者の配置(*)	<input type="checkbox"/> 主たる鉄工作業のすべてを元請け企業が自ら施工し、かつ、その主たる鉄工作業の作業期間のすべてに「1級鉄工技能士(構造物鉄工作業)」の資格を保有する自社雇用技能者が1名以上従事する <input type="checkbox"/> 上記以外		
	自社雇用技能者の氏名	技能検定合格証の取得年・番号	
	〇〇 〇〇	平成〇〇年 〇〇〇〇号	
企業の所在地・地域性・社会性	主たる営業所の所在地	主たる営業所の所在地()	
	災害協定の締結(*)	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	
	指定工種における県内企業の活用(*)	<input type="checkbox"/> 次の①~③のいずれかを満たす ①元請企業が「発注者が指定する工種」の全てについて県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用する ②「発注者が指定する工種」の全てについて、県内に主たる営業所を有する元請企業が、その一部を県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用し、残りを自ら施工する ③ 県内に主たる営業所を有する元請企業が「発注者が指定する工種」の全てを自ら施工する <input type="checkbox"/> 上記以外	
指定資材における県産品の活用(*)	<input type="checkbox"/> 全てを活用する ・ <input type="checkbox"/> 左記以外		

注意 上記記載の内容が確認できる資料(CORINS工事カルテ、契約書、施工図面、設計書、ISO9001の認証等の写し、自社雇用技能者の健康保険証、技能検定合格証、災害協定の証明書写し)を添付資料として提出すること。
 ・記載内容が的確に判断できる必要最低限の資料を添付資料として提出すること。
 (CORINS登録のある場合でも、設計図書・契約書の写し等を提出すること。)
 ・福井県の工事成績評定を有しない場合で国の成績を有する場合は、国の成績の件数および平均点を記入した上で、様式第10号を併せて提出すること。
 ・(*)は該当する箇所に■とマークすること。マークのない場合は評価しない。
 ・記載に誤りがある場合は原則評価しないため、「福井県建設工事総合評価格付方式実施要領」および「公共工事における総合評価格付方式の手引き」等を熟読の上、作成すること。

[P O/O]

(様式第9号) (鋼構造物工用)

(用紙A4)

企業の技術力および地域性・社会性

施工実績を評価する基準	過去15年間に、元請けとして完成・引渡しが完了した同種工事の施工実績を有すること。(評価対象の同種工事を1件のみ記入)		
同種工事の名称等	工事名称	〇〇〇〇〇工事 (CORINS登録番号)	
	発注機関名	〇〇〇〇〇〇	
	工事場所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 一般県道〇〇〇〇〇線	
	契約金額	(最終の請負金額(税込)を記入する。)	
	工期	平成〇年〇月〇日 ~ 平成〇年〇月〇日	
工事概要	〇〇		
工事成績評定	件数	件	平均点(小数点第1位切捨て) 点
優良工事表彰受賞による加点申請(*)	<input type="checkbox"/> 加点申請する ・ <input type="checkbox"/> 加点申請しない 表彰年度() 表彰名() 工事名称()		
ISO9001 認証取得(*)	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無		
技能資格を保有する自社雇用技能者の配置(*)	<input type="checkbox"/> 主たる鉄工作業のすべてを元請け企業が自ら施工し、かつ、その主たる鉄工作業の作業期間のすべてに「1級鉄工技能士(構造物鉄工作業)」の資格を保有する自社雇用技能者が1名以上従事する <input type="checkbox"/> 上記以外		
	自社雇用技能者の氏名	技能検定合格証の取得年・番号	
	〇〇 〇〇	平成〇〇年 〇〇〇〇号	
企業の所在地・地域性・社会性	主たる営業所の所在地	主たる営業所の所在地()	
	災害協定の締結(*)	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	
	指定工種における県内企業の活用(*)	<input type="checkbox"/> 次の①~③のいずれかを満たす ①元請企業が「発注者が指定する工種」の全てについて県内に主たる営業所を有する企業を一次下請企業として活用する ②「発注者が指定する工種」の全てについて、県内に主たる営業所を有する元請企業が、その一部を県内に主たる営業所を有する企業を一次下請企業として活用し、残りを自ら施工する ③ 県内に主たる営業所を有する元請企業が「発注者が指定する工種」の全てを自ら施工する <input type="checkbox"/> 上記以外	
指定資材における県産品の活用(*)	<input type="checkbox"/> 全てを活用する ・ <input type="checkbox"/> 左記以外		

注意 上記記載の内容が確認できる資料(CORINS工事カルテ、契約書、施工図面、設計書、ISO9001の認証等の写し、自社雇用技能者の健康保険証、技能検定合格証、災害協定の証明書写し)を添付資料として提出すること。
 ・記載内容が的確に判断できる必要最低限の資料を添付資料として提出すること。
 (CORINS登録のある場合でも、設計図書・契約書の写し等を提出すること。)
 ・福井県の工事成績評定を有しない場合で国の成績を有する場合は、国の成績の件数および平均点を記入した上で、様式第10号を併せて提出すること。
 ・(*)は該当する箇所に■とマークすること。マークのない場合は評価しない。
 ・記載に誤りがある場合は原則評価しないため、「福井県建設工事総合評価格付方式実施要領」および「公共工事における総合評価格付方式の手引き」等を熟読の上、作成すること。

[P O/O]

(様式第9号) (舗装工工事用)

(用紙A4)

企業の技術力および地域性・社会性

施工実績を評価する基準		過去15年間に、元請けとして完成・引渡しが完了した同種工事の施工実績を有すること。(評価対象の同種工事を1件のみ記入)			
同種工事の名称等	工事名称	○○○○○工事 (CORINS登録番号)			
	発注機関名	○○○○○○			
	工事場所	○○県○○市○○町○○ 一般県道○○○○○線			
	契約金額	(最終の請負金額(税込)を記入する。)			
	工期	平成○年○月○日 ~ 平成○年○月○日			
	工事概要	○○			
工事成績評定		件数	件	平均点(小数点第1位切捨て)	点
ISO9001 認証取得(*)		<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無			
企業の地域性・社会性	主たる営業所の所在地	主たる営業所の所在地()			
	災害協定の締結(+)	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無			
	除雪契約の有無(+)	<input type="checkbox"/> 自社保有グレーダによる契約あり ・ <input type="checkbox"/> その他契約あり ・ <input type="checkbox"/> 無			
	指定工種における県内企業の活用(+)	<input type="checkbox"/> 次の①~③のいずれかを満たす ①元請企業が「発注者が指定する工種」の全てについて県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用する ②「発注者が指定する工種」の全てについて、県内に主たる営業所を有する元請企業が、その一部を県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用し、残りを自ら施工する ③ 県内に主たる営業所を有する元請企業が「発注者が指定する工種」の全てを自ら施工する <input type="checkbox"/> 上記以外			
指定資材における県産品の活用(+)	<input type="checkbox"/> 全てを活用する ・ <input type="checkbox"/> 左記以外				

注意 上記記載の内容が確認できる資料(CORINS工事カルテ、契約書、施工図面、設計書、ISO9001の認証等の写し、災害協定の証明書写し、除雪等の契約書の写し)を添付資料として提出すること。
 ・記載内容が的確に判断できる必要最低限の資料を添付資料として提出すること。
 (CORINS登録のある場合でも、設計図書・契約書の写し等を提出すること。)
 ・福井県の工事成績評定を有しない場合で国の成績を有する場合は、国の成績の件数および平均点を記入した上で、様式第10号を併せて提出すること。
 ・(*)は該当する箇所に■とマークすること。マークのない場合は評価しない。
 ・記載に誤りがある場合は原則評価しないため、「福井県建設工事総合評価格付方式実施要領」および「公共工事における総合評価格付方式の手引き」等を熟読の上、作成すること。

(様式第9号) (ほ装工工事用)

(用紙A4)

企業の技術力および地域性・社会性

施工実績を評価する基準		過去15年間に、元請けとして完成・引渡しが完了した同種工事の施工実績を有すること。(評価対象の同種工事を1件のみ記入)			
同種工事の名称等	工事名称	○○○○○工事 (CORINS登録番号)			
	発注機関名	○○○○○○			
	工事場所	○○県○○市○○町○○ 一般県道○○○○○線			
	契約金額	(最終の請負金額(税込)を記入する。)			
	工期	平成○年○月○日 ~ 平成○年○月○日			
	工事概要	○○			
工事成績評定		件数	件	平均点(小数点第1位切捨て)	点
ISO9001 認証取得(*)		<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無			
企業の地域性・社会性	主たる営業所の所在地	主たる営業所の所在地()			
	災害協定の締結(+)	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無			
	除雪契約の有無(+)	<input type="checkbox"/> 自社保有グレーダによる契約あり ・ <input type="checkbox"/> その他契約あり ・ <input type="checkbox"/> 無			

注意 上記記載の内容が確認できる資料(CORINS工事カルテ、契約書、施工図面、設計書、ISO9001の認証等の写し、災害協定の証明書写し)を添付資料として提出すること。
 ・記載内容が的確に判断できる必要最低限の資料を添付資料として提出すること。
 (CORINS登録のある場合でも、設計図書・契約書の写し等を提出すること。)
 ・福井県の工事成績評定を有しない場合で国の成績を有する場合は、国の成績の件数および平均点を記入した上で、様式第10号を併せて提出すること。
 ・(*)は該当する箇所に■とマークすること。マークのない場合は評価しない。
 ・記載に誤りがある場合は原則評価しないため、「福井県建設工事総合評価格付方式実施要領」および「公共工事における総合評価格付方式の手引き」等を熟読の上、作成すること。

(様式第9号) (法面処理工事用)

(用紙A4)

企業の技術力および地域性・社会性

施工実績を評価する基準	過去15年間に、元請けとして完成・引渡しが完了した同種工事の施工実績を有すること。(評価対象の同種工事を1件のみ記入)		
同種工事の名称等	工事名称	〇〇〇〇〇工事 (CORINS登録番号)	
	発注機関名	〇〇〇〇〇〇	
	工事場所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 一般県道〇〇〇〇〇線	
	契約金額	(最終の請負金額(税込)を記入する。)	
	工期	平成〇年〇月〇日 ~ 平成〇年〇月〇日	
工事概要	〇〇		
工事成績評価	件数	件	平均点(小数点第1位切捨て) 点
ISO9001 認証取得(*)	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無		
技能資格を保有する自社雇用技能者の配置(*) <small>(※当評価項目の加点を申請する場合は、様式第3号の2に記載した者(ノズルマン)のうち、「のり面ノズルマン技能認定者」の資格を保有する者を(1名以上)記載すること)</small>	<input type="checkbox"/> 発注者が指定する工種におけるノズルによる吹付作業の作業期間のすべてに「のり面ノズルマン技能認定者」の資格を保有する自社雇用ノズルマンが1名以上従事する <input type="checkbox"/> 上記以外		
	自社雇用技能者の氏名	資格者証の取得年・番号	
	〇〇 〇〇	平成〇〇年 〇〇〇〇号	
企業の地域性・社会性	主たる営業所の所在地	主たる営業所の所在地 ()	
	災害協定の締結(*)	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	
	指定工種における県内企業の活用(*)	<input type="checkbox"/> 次の①~③のいずれかを満たす ①元請企業が「発注者が指定する工種」の全てについて県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用する ②「発注者が指定する工種」の全てについて、県内に主たる営業所を有する元請企業が、その一部を県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用し、残りを自ら施工する ③ 県内に主たる営業所を有する元請企業が「発注者が指定する工種」の全てを自ら施工する <input type="checkbox"/> 上記以外	
指定資材における県産品の活用(*)	<input type="checkbox"/> 全てを活用する ・ <input type="checkbox"/> 左記以外		

注意 上記記載の内容が確認できる資料(CORINS工事カルテ、契約書、施工図面、設計書、ISO9001の認証等の写し、自社雇用技能者の健康保険証、資格者証、災害協定の証明書写し)を添付資料として提出すること。
 ・記載内容が的確に判断できる必要最低限の資料を添付資料として提出すること。
 (CORINS登録のある場合でも、設計図書・契約書の写し等を提出すること。)
 ・福井県の工事成績評価を有しない場合で国の成績を有する場合は、国の成績の件数および平均点を記入した上で、様式第10号を併せて提出すること。
 ・(*)は該当する箇所に■とマークすること。マークのない場合は評価しない。
 ・記載に誤りがある場合は原則評価しないため、「福井県建設工事総合評価格付方式実施要領」および「公共工事における総合評価格付方式の手引き」等を熟読の上、作成すること。
 ・「技能資格を保有する自社雇用技能者の配置」については、当様式に記載した者(のうち最低1名以上)が様式第3号の2においてノズルマンとして記載されていないなど、様式第3号の2と矛盾する場合は評価しないので注意すること。

[P O/O]

(様式第9号) (法面処理工事用)

(用紙A4)

企業の技術力および地域性・社会性

施工実績を評価する基準	過去15年間に、元請けとして完成・引渡しが完了した同種工事の施工実績を有すること。(評価対象の同種工事を1件のみ記入)		
同種工事の名称等	工事名称	〇〇〇〇〇工事 (CORINS登録番号)	
	発注機関名	〇〇〇〇〇〇	
	工事場所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 一般県道〇〇〇〇〇線	
	契約金額	(最終の請負金額(税込)を記入する。)	
	工期	平成〇年〇月〇日 ~ 平成〇年〇月〇日	
工事概要	〇〇		
工事成績評価	件数	件	平均点(小数点第1位切捨て) 点
ISO9001 認証取得(*)	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無		
技能資格を保有する自社雇用技能者の配置(*) <small>(※当評価項目の加点を申請する場合は、様式第3号の2に記載した者(ノズルマン)のうち、「のり面ノズルマン技能認定者」の資格を保有する者を(1名以上)記載すること)</small>	<input type="checkbox"/> 発注者が指定する工種におけるノズルによる吹付作業の作業期間のすべてに「のり面ノズルマン技能認定者」の資格を保有する自社雇用ノズルマンが1名以上従事する <input type="checkbox"/> 上記以外		
	自社雇用技能者の氏名	資格者証の取得年・番号	
	〇〇 〇〇	平成〇〇年 〇〇〇〇号	
企業の地域性・社会性	主たる営業所の所在地	主たる営業所の所在地 ()	
	災害協定の締結(*)	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	
	指定資材における県産品の活用(*)	<input type="checkbox"/> 全てを活用する ・ <input type="checkbox"/> 左記以外	

注意 上記記載の内容が確認できる資料(CORINS工事カルテ、契約書、施工図面、設計書、ISO9001の認証等の写し、自社雇用技能者の健康保険証、資格者証、災害協定の証明書写し)を添付資料として提出すること。
 ・記載内容が的確に判断できる必要最低限の資料を添付資料として提出すること。
 (CORINS登録のある場合でも、設計図書・契約書の写し等を提出すること。)
 ・福井県の工事成績評価を有しない場合で国の成績を有する場合は、国の成績の件数および平均点を記入した上で、様式第10号を併せて提出すること。
 ・(*)は該当する箇所に■とマークすること。マークのない場合は評価しない。
 ・記載に誤りがある場合は原則評価しないため、「福井県建設工事総合評価格付方式実施要領」および「公共工事における総合評価格付方式の手引き」等を熟読の上、作成すること。
 ・「技能資格を保有する自社雇用技能者の配置」については、当様式に記載した者(のうち最低1名以上)が様式第3号の2においてノズルマンとして記載されていないなど、様式第3号の2と矛盾する場合は評価しないので注意すること。

改正後

改正前

(様式第9号)(管、電気、電気通信、機械器具設置、消防施設工用) (用紙A4)

企業の技術力および地域性・社会性

施工実績を評価する基準		過去15年間に、元請けとして完成・引渡しが完了した同種工事の施工実績を有すること。(評価対象の同種工事を1件のみ記入)			
同種工事の名称等	工事名称	○○○○○工事 (CORINS登録番号(登録がある場合))			
	発注機関名	○○○○○○			
	工事場所	○○県○○市○○町○○			
	契約金額	(最終の請負金額(税込)を記入する。)			
	工期	平成○年○月○日 ~ 平成○年○月○日			
	工事概要	○○			
工事成績評定		件数	件	平均点(小数点第1位切捨て)	点
優良工事表彰受賞による加点申請(*)		<input type="checkbox"/> 加点申請する ・ <input type="checkbox"/> 加点申請しない 表彰年度() 表彰名() 工事名称()			
ISO9001 認証取得(*)		<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無			
企業の地域性・社会性	主たる営業所の所在地	主たる営業所の所在地()			
	災害協定の締結(*)	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無			
	消雪設備点検契約の有無(*)	(管工事(営繕系を除く)の場合に記入) <input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無			
	指定工種を除く工種における県内企業の活用(*)	<input type="checkbox"/> 次の①~③のいずれかを満たす ① 元請企業が「発注者が指定する工種」を除く工種の全てについて県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用する ② 「発注者が指定する工種」を除く工種の全てについて、県内に主たる営業所を有する元請企業が、その一部を県内に主たる営業所を有する企業を下請企業として活用し、残りを自ら施工する ③ 県内に主たる営業所を有する元請企業が「発注者が指定する工種」を除く工種の全てを自ら施工する <input type="checkbox"/> 上記以外			
発注者指定品目のうち指定品目数以上の県産品の活用(*)		<input type="checkbox"/> 活用する(品以上) ・ <input type="checkbox"/> 活用しない			

注意 上記記載の内容が確認できる資料(CORINS工事カルテ、契約書、施工図面、設計書、ISO9001の認証等の写し、災害協定の証明書写し、消雪設備点検契約書の写し)を添付資料として提出すること。
 ・記載内容が的確に判断できる必要最低限の資料を添付資料として提出すること。
 (CORINS登録のある場合でも、設計図書・契約書の写し等を提出すること。)
 ・福井県の工事成績評定を有しない場合で国の成績を有する場合は、国の成績の件数および平均点を記入した上で、様式第10号を併せて提出すること。
 ・(*)は該当する箇所に■とマークすること。マークのない場合は評価しない。
 ・記載に誤りがある場合は原則評価しないため、「福井県建設工事総合評価格付方式実施要領」および「公共工事における総合評価格付方式の手引き」等を熟読の上、作成すること。

[P O/O]

(以下省略)

(様式第9号)(管、電気、電気通信、機械器具設置、消防施設工用) (用紙A4)

企業の技術力および地域性・社会性

施工実績を評価する基準		過去15年間に、元請けとして完成・引渡しが完了した同種工事の施工実績を有すること。(評価対象の同種工事を1件のみ記入)			
同種工事の名称等	工事名称	○○○○○工事 (CORINS登録番号(登録がある場合))			
	発注機関名	○○○○○○			
	工事場所	○○県○○市○○町○○			
	契約金額	(最終の請負金額(税込)を記入する。)			
	工期	平成○年○月○日 ~ 平成○年○月○日			
	工事概要	○○			
工事成績評定		件数	件	平均点(小数点第1位切捨て)	点
優良工事表彰受賞による加点申請(*)		<input type="checkbox"/> 加点申請する ・ <input type="checkbox"/> 加点申請しない 表彰年度() 表彰名() 工事名称()			
ISO9001 認証取得(*)		<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無			
企業の地域性・社会性	主たる営業所の所在地	主たる営業所の所在地()			
	災害協定の締結(*)	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無			
	消雪設備点検契約の有無(*)	(管工事(営繕系を除く)の場合に記入) <input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無			
	指定工種を除く工種における県内企業の活用(*)	<input type="checkbox"/> 次の①~③のいずれかを満たす ① 元請企業が「発注者が指定する工種」を除く工種の全てについて県内に主たる営業所を有する企業を一次下請企業として活用する ② 「発注者が指定する工種」を除く工種の全てについて、県内に主たる営業所を有する元請企業が、その一部を県内に主たる営業所を有する企業を一次下請企業として活用し、残りを自ら施工する ③ 県内に主たる営業所を有する元請企業が「発注者が指定する工種」を除く工種の全てを自ら施工する <input type="checkbox"/> 上記以外			
発注者指定品目のうち指定品目数以上の県産品の活用(*)		<input type="checkbox"/> 活用する(品以上) ・ <input type="checkbox"/> 活用しない			

注意 上記記載の内容が確認できる資料(CORINS工事カルテ、契約書、施工図面、設計書、ISO9001の認証等の写し、災害協定の証明書写し、消雪設備点検契約書の写し)を添付資料として提出すること。
 ・記載内容が的確に判断できる必要最低限の資料を添付資料として提出すること。
 (CORINS登録のある場合でも、設計図書・契約書の写し等を提出すること。)
 ・福井県の工事成績評定を有しない場合で国の成績を有する場合は、国の成績の件数および平均点を記入した上で、様式第10号を併せて提出すること。
 ・(*)は該当する箇所に■とマークすること。マークのない場合は評価しない。
 ・記載に誤りがある場合は原則評価しないため、「福井県建設工事総合評価格付方式実施要領」および「公共工事における総合評価格付方式の手引き」等を熟読の上、作成すること。

[P O/O]

(以下省略)

改正後

改正前

(様式第11号)

(用紙A4)

主任(監理)技術者の資格・工事経験

配置予定技術者の従事役職・氏名・生年月日・年齢	〇〇技術者 〇〇 〇〇 〇〇〇〇年 〇月 〇日生 (〇〇歳)	
最終学歴	〇〇大学 〇〇工学科 〇〇年卒業	
法令による資格・免許等	1級土木施工管理技士 (取得年および登録番号) 1級建築士 (取得年および登録番号) 1級建築施工管理技士 (取得年および登録番号) 監理技術者資格 (取得年、有効期限、登録番号および登録会社) 監理技術者講習 (取得年、修了証番号) 〇〇〇〇〇 (取得年および登録番号等)	
優良工事表彰受賞による加点申請(*)	<input type="checkbox"/> 加点申請する ・ <input type="checkbox"/> 加点申請しない 表彰年度 () 表彰名 () 工事名称 () 受賞工事における従事役職 ()	
施工経験を評価する基準	過去15年間に、元請け企業の主任(監理)技術者、または元請け企業の若手担当技術者(福井県が発行した若手担当技術者従事経験証明書がある者に限る)として完成・引渡し完了した同種工事に従事した経験を有すること。(評価対象の同種工事を1件のみ記入)	
同種工事の名称等(1件のみ)	工事名称	〇〇〇〇〇〇工事 (CORINS登録番号)
	発注機関名	〇〇〇〇〇〇
	工事場所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇
	契約金額	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 (最終の請負金額(税込)を記入する。)
	工期	平成〇年〇月〇日 ~ 平成〇年〇月〇日
	従事役職	〇〇技術者
	工事概要	〇〇〇〇
若手担当技術者の常駐	<input type="checkbox"/> 専任の監理技術者等のもとで若手担当技術者を常駐する 氏名・生年月日・年齢 〇〇 〇〇 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日生(〇〇歳) 最終学歴 〇〇大学 〇〇工学科 〇〇年卒 法令による資格・免許等 1級〇〇〇 (取得年および登録番号等)	
継続学習への取組み状況	証明日 (年 月 日) 取得単位数 () ユニットまたは単位 証明書の期間 () 年間	

注意：上記記載の内容が確認できる資料(CORINS工事カルテ、施工図面、設計書、資格者証、(社)全国土木施工管理技士会連合会(土木一式工事、鋼構造物工事の場合)、または(社)日本建築士連合会・建築CPD運営会議(建築一式工事の場合)の発行する学習履歴証明書等の写し)を添付すること。

- 記載内容が的確に判断できる必要最低限の資料を添付すること。(CORINS登録のある場合でも、設計図書・契約書の写し等を添付すること。)
- 同種工事の名称等に、若手担当技術者として従事した工事経験を記入する場合は、福井県が発行した若手担当技術者従事経験証明書の写しを併せて提出すること。
- 配置予定の技術者が特定できず、複数となる場合には、本様式の複数枚提出も可能とする。ただし、評価は、合計点の最低となる配置予定技術者とする。
- (*)は該当する箇所に■とマークすること。マークのない場合は評価しない。
- 記載に誤りがある場合は原則評価しないため、「福井県建設工事総合評価落札方式実施要領」および「公共工事における総合評価落札方式の手引き」等を熟読の上、作成すること。

[P O/O]

(様式第11号)

(用紙A4)

主任(監理)技術者の資格・工事経験

配置予定技術者の従事役職・氏名・生年月日・年齢	〇〇技術者 〇〇 〇〇 〇〇〇〇年 〇月 〇日生 (〇〇歳)	
最終学歴	〇〇大学 〇〇工学科 〇〇年卒業	
法令による資格・免許等	1級土木施工管理技士 (取得年および登録番号) 1級建築士 (取得年および登録番号) 1級建築施工管理技士 (取得年および登録番号) 監理技術者資格 (取得年、有効期限、登録番号および登録会社) 監理技術者講習 (取得年、修了証番号) 〇〇〇〇〇 (取得年および登録番号等)	
優良工事表彰受賞による加点申請(*)	<input type="checkbox"/> 加点申請する ・ <input type="checkbox"/> 加点申請しない 表彰年度 () 表彰名 () 工事名称 () 受賞工事における従事役職 ()	
施工経験を評価する基準	過去15年間に、元請け企業の主任(監理)技術者、または元請け企業の担当技術者(福井県が発行した担当技術者従事経験証明書がある者に限る)として完成・引渡し完了した同種工事に従事した経験を有すること。(評価対象の同種工事を1件のみ記入)	
同種工事の名称等(1件のみ)	工事名称	〇〇〇〇〇〇工事 (CORINS登録番号)
	発注機関名	〇〇〇〇〇〇
	工事場所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇
	契約金額	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 (最終の請負金額(税込)を記入する。)
	工期	平成〇年〇月〇日 ~ 平成〇年〇月〇日
	従事役職	〇〇技術者
	工事概要	〇〇〇〇
継続学習への取組み状況	証明日 (年 月 日) 取得単位数 () ユニットまたは単位 証明書の期間 () 年間	

注意：上記記載の内容が確認できる資料(CORINS工事カルテ、施工図面、設計書、資格者証、(社)全国土木施工管理技士会連合会(土木一式工事、鋼構造物工事の場合)、または(社)日本建築士連合会・建築CPD運営会議(建築一式工事の場合)の発行する学習履歴証明書等の写し)を添付すること。

- 記載内容が的確に判断できる必要最低限の資料を添付すること。(CORINS登録のある場合でも、設計図書・契約書の写し等を添付すること。)
- 同種工事の名称等に、担当技術者として従事した工事経験を記入する場合は、同一業種の他の工事経験(2件以上)を記入した様式第11号の2、1級国家資格者証の写しおよび福井県が発行した担当技術者従事経験証明書の写しを併せて提出すること。
- 配置予定の技術者が特定できず、複数となる場合には、本様式の複数枚提出も可能とする。ただし、評価は、合計点の最低となる配置予定技術者とする。
- (*)は該当する箇所に■とマークすること。マークのない場合は評価しない。
- 記載に誤りがある場合は原則評価しないため、「福井県建設工事総合評価落札方式実施要領」および「公共工事における総合評価落札方式の手引き」等を熟読の上、作成すること。

[P O/O]

(以下省略)

改正後

改正前

(様式 削除)

(以下省略)

(様式第11号の2)

(用紙A4)

配置予定技術者のその他の工事経験 (担当技術者としての経験の場合に作成)

配置予定技術者の氏名	〇〇 〇〇		
経験した工事の業種 (建設工事の種類)	(例) 土木一式工事		
整理番号	1	2	
経験した工事での 従事役職	(例) 担当技術者	(例) 現場代理人	
工事名称	〇〇〇〇〇工事 (CORINS登録番号)	〇〇〇〇〇工事 (CORINS登録番号)	
発注機関名	福井県〇〇〇〇事務所	〇〇〇〇〇〇	
工事場所	福井県〇〇市〇〇町〇〇	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇	
契約金額	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 (最終の請負金額(税込)を記入する。)	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 (最終の請負金額(税込)を記入する。)	
工 期	平成〇年〇月〇日 ～ 平成〇年〇月〇日	平成〇年〇月〇日 ～ 平成〇年〇月〇日	
工事概要	〇〇〇〇	〇〇〇〇	

注意：上記記載の内容が確認できる資料(担当技術者従事経験証明書(担当技術者としての経験の場合に添付する。ただし福井県が発行したものに限り)、CORINS工事カルテ、契約書、施工図面、設計書の写し)を添付すること。

・様式第11号に記入した経験以外のものについて記入すること。

・配置予定の技術者が特定できず、複数となる場合には、本様式の複数枚提出も可能とする。

・記載に誤りがある場合は原則評価しないため、「福井県建設工事総合評価格付方式実施要領」および「公共工事における総合評価格付方式の手引き」等を熟読の上、作成すること。

[P O/O]

(以下省略)

別記1

加点評価を行った評価項目の履行確保の方法

受注者の責に帰すべき事由により、受注者が入札時に提示した下記の性能、機能、技術など加点評価を行った評価項目（以下「加点項目」という。）が達成されていない場合の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

技術提案に関する加点項目が不履行の場合は、1、2、3、4により、その他の加点項目については、2、3、4による。

1 再度の施工または修補

技術提案に関する加点項目について受注者に再度の施工または修補を行わせることが合理的であると果が認めた場合、受注者は、再度の施工または修補を行い、受注者が入札時に提示した加点項目を満たす状態にしなければならない。

2 契約金額の減額または損害賠償請求

①技術提案に関する加点項目について受注者に再度の施工または修補を行わせることが合理的でないと果が認めた場合、または、②技術提案以外の加点項目について不達成が認められ、加点項目が達成されていない場合は以下の方法による。

検査等によって確認された当該加点項目の状況に基づき加算点（確認された当該加点項目の状況が最低限の要求要件を満たさない場合にあつては、最低限の要求要件との差について加算点の算出方式に準じて計算した点数を減じたものを加算点とみなす。）の再計算を行った場合に受注者の落札時における評価値を確保するのに見合う金額と受注者の当初請負金額との差額、または当初請負額に5%を乗じた額のいずれか大きい金額を、工事的物の完成引渡前においては契約金額から減額し、工事的物の完成引渡後においては損害賠償請求等を行うこととし、その場合の算定方法は次のとおりとする。

減額または損害賠償額 = {1 - (100 + β) ÷ (100 + α)} × C または
減額または損害賠償額 = 0.05 × C のいずれか大きい値

C：当初の契約金額（円）

α：当初の加算点

β：検査等によって確認された技術提案の状況に基づき再計算した加算点

3 工事成績評定点の減点

契約金額の減額または損害賠償請求を行った場合には、工事成績評定点についても10点減点する。

4 指名停止等の措置

加点項目に虚偽の内容がある等、明らかに悪質であると果が認めた場合、「福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止等の措置を行う。

記(例)(加点項目の状況に併せて適宜修正)

〇〇〇〇（受注者名を記入する。）が入札時に加点評価された以下の評価項目と個々の加算点

1 〇〇〇〇（加点評価した技術提案について記入する。）・・・〇点

2 技能資格を保有する自社雇用技能者を配置する。

<法面処理工事>

〇〇〇〇工（発注者が指定した工種を記入する。）におけるノズルによる吹付作業の作業期間のすべてに「のり面ノズルマン技能認定者」の資格を保有する自社雇用ノズルマンが1名以上従事する。・・・0.5点

<鋼構造物工事>

主たる鉄工作業のすべてを元請け企業が自ら施工し、かつ、その主たる鉄工作業の作業期間のすべてに「1級鉄工技能士（構造物鉄工作業）」の資格を保有する自社雇用技能者が1名以上従事する。・・・0.5点

3 配置予定技術者は申請時の者を配置し、配置予定技術者の技術力に関する評価点〇〇点を達成する。

4 申請時配置した若手担当技術者を専任の監理技術者等の下で常駐する。・・・0.5点

5 別表1の県内企業および県産品の活用について、発注者の指定する全てを活用する。・・・0.5点

注：契約時に特約事項として捺部分を記入し、別表1とともに契約書に閉じ込む。

別記1

加点評価を行った評価項目の履行確保の方法

受注者の責に帰すべき事由により、受注者が入札時に提示した下記の性能、機能、技術など加点評価を行った評価項目（以下「加点項目」という。）が達成されていない場合の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

技術提案に関する加点項目が不履行の場合は、1、2、3、4により、その他の加点項目については、2、3、4による。

1 再度の施工または修補

技術提案に関する加点項目について受注者に再度の施工または修補を行わせることが合理的であると果が認めた場合、受注者は、再度の施工または修補を行い、受注者が入札時に提示した加点項目を満たす状態にしなければならない。

2 契約金額の減額または損害賠償請求

①技術提案に関する加点項目について受注者に再度の施工または修補を行わせることが合理的でないと果が認めた場合、または、②技術提案以外の加点項目について不達成が認められ、加点項目が達成されていない場合は以下の方法による。

検査等によって確認された当該加点項目の状況に基づき加算点（確認された当該加点項目の状況が最低限の要求要件を満たさない場合にあつては、最低限の要求要件との差について加算点の算出方式に準じて計算した点数を減じたものを加算点とみなす。）の再計算を行った場合に受注者の落札時における評価値を確保するのに見合う金額と受注者の当初請負金額との差額、または当初請負額に5%を乗じた額のいずれか大きい金額を、工事的物の完成引渡前においては契約金額から減額し、工事的物の完成引渡後においては損害賠償請求等を行うこととし、その場合の算定方法は次のとおりとする。

減額または損害賠償額 = {1 - (100 + β) ÷ (100 + α)} × C または
減額または損害賠償額 = 0.05 × C のいずれか大きい値

C：当初の契約金額（円）

α：当初の加算点

β：検査等によって確認された技術提案の状況に基づき再計算した加算点

3 工事成績評定点の減点

契約金額の減額または損害賠償請求を行った場合には、工事成績評定点についても10点減点する。

4 指名停止等の措置

加点項目に虚偽の内容がある等、明らかに悪質であると果が認めた場合、「福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止等の措置を行う。

記(例)(加点項目の状況に併せて適宜修正)

〇〇〇〇（受注者名を記入する。）が入札時に加点評価された以下の評価項目と個々の加算点

1 〇〇〇〇（加点評価した技術提案について記入する。）・・・〇点

2 技能資格を保有する自社雇用技能者を配置する。

<法面処理工事>

〇〇〇〇工（発注者が指定した工種を記入する。）におけるノズルによる吹付作業の作業期間のすべてに「のり面ノズルマン技能認定者」の資格を保有する自社雇用ノズルマンが1名以上従事する。・・・0.5点

<鋼構造物工事>

主たる鉄工作業のすべてを元請け企業が自ら施工し、かつ、その主たる鉄工作業の作業期間のすべてに「1級鉄工技能士（構造物鉄工作業）」の資格を保有する自社雇用技能者が1名以上従事する。・・・0.5点

3 配置予定技術者は申請時の者を配置し、配置予定技術者の技術力に関する評価点〇〇点を達成する。

4 別表1の1県内企業の活用における、発注者が指定する工種は全て、別表1①、②、③のいずれかを満たす。・・・0.5点

5 別表1の2県産品の活用における、発注者が指定する品目は全て県産品を活用する。・・・0.5点

注：契約時に特約事項として捺部分を記入し、別表1とともに契約書に閉じ込む。

改正後

改正前